

令和2年6月 9日から  
令和2年6月10日まで

標 茶 町 議 会  
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和2年標茶町議会第2回定例会会議録目次

### 第1号(6月9日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	9
一般質問	10
渡邊定之君	10
深見迪君	15
黒沼俊幸君	26
鴻池智子君	33
鈴木裕美君	35
類瀬光信君	41
報告第5号 専決処分した事件の承認について	51
報告第6号 専決処分した事件の承認について	53
延会の宣告	55

### 第2号(6月10日)

開議の宣告	60
報告第6号 専決処分した事件の承認について	60
報告第7号 専決処分した事件の承認について	61
報告第8号 専決処分した事件の承認について	64
報告第9号 専決処分した事件の承認について	66
報告第10号 繰越明許費繰越計算書の調製について	71
報告第11号 継続費繰越計算書の調製について	72
議案第28号 損害賠償の額の決定及び和解について	73
議案第29号 工事請負契約の締結について	74
議案第30号 工事請負契約の締結について	75
議案第31号 工事請負契約の締結について	76
議案第32号 工事請負契約の締結について	77
議案第33号 工事請負契約の締結について	77
議案第34号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	79

議案第 3 5 号	標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第 3 6 号	標茶町後期高齢者医療に関する条例一部を改正する条例の制定について	85
議案第 3 7 号	標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	86
議案第 3 8 号	令和 2 年度標茶町一般会計補正予算	88
議案第 3 9 号	令和 2 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	88
議案第 4 0 号	令和 2 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	88
議案第 4 1 号	令和 2 年度標茶町病院事業会計補正予算	88
議案第 4 2 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 4 3 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 4 4 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 4 5 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 4 6 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 4 7 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 4 8 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 4 9 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 5 0 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 5 1 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 5 2 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 5 3 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 5 4 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 5 5 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 5 6 号	農業委員会委員の任命について	93
議案第 5 7 号	農業委員会委員の任命について	93
意見書案第 3 号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障等の実現に向けた意見書	95
意見書案第 4 号	2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	96
意見書案第 5 号	緊急に消費税 5 %減税の政治決断を求める意見書	96
意見書案第 6 号	介護負担増計画の凍結を求める意見書	97
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）		97
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）		97
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）		97
日程の追加		98
議案第 3 8 号	令和 2 年度標茶町一般会計補正予算	98

議案第39号	令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	98
議案第40号	令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	98
議案第41号	令和2年度標茶町病院事業会計補正予算	98
	(議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会報告)	
日程の追加		
議案第58号	令和2年度標茶町一般会計補正予算	99
閉議の宣告		106
閉会の宣告		106

## 令和2年標茶町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年6月9日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 報告第5号 専決処分した事件の承認について
- 第 7 報告第6号 専決処分した事件の承認について

### ○出席議員（12名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君  | 2番 類瀬光信君  |
| 3番 長尾式宮君  | 4番 松下哲也君  |
| 5番 熊谷善行君  | 6番 鈴木裕美君  |
| 8番 深見迪君   | 9番 本多耕平君  |
| 10番 黒沼俊幸君 | 11番 鴻池智子君 |
| 12番 後藤勲君  | 13番 菊地誠道君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |       |
|---------|-------|
| 町 長     | 佐藤吉彦君 |
| 副 町 長   | 牛崎康人君 |
| 総 務 課 長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長  | 武山正浩君 |
| 税 務 課 長 | 齋藤和伸君 |
| 管 理 課 長 | 村山裕次君 |
| 農 林 課 長 | 長野大介君 |
| 住 民 課 長 | 伊藤順司君 |
| 保健福祉課長  | 石塚剛君  |
| 建 設 課 長 | 富原稔君  |
| 観光商工課長  | 三船英之君 |
| 水 道 課 長 | 平間正通君 |

育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中島吾朗君
農委事務局長	相撲浩信君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指 導 室 長	秋山 豊君
社会教育課長	服部重典君
中央公民館長	松本 修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和2年標茶町議会第2回定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

11番・鴻池君、 1番・渡邊君、 2番・類瀬君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの2日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、6月10日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思います。

なお、次の点について補足いたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。4月22日招集の令和2年第2回臨時町議会後の対応についてご報告いたします。

はじめに、特別定額給付金事業についてでございます。

4月20日に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策及び令和2年度補正予算が閣議決定さ

れたことにより、4月27日を基準日とし1人10万円を給付する事業に着手することとなりましたことから、早急に給付できるよう取り組みを進めてまいりました。

対象となる7,483名、3,668世帯に対し、5月14日に申請書を送付、翌15日には開発センターに臨時相談窓口を設置し、5月26日に第1回目の振り込みを実施したところであります。

約1カ月という短期間ではありましたが、6月8日現在3,400世帯、7億110万円の振り込みを終えております。大きな事故もなく今現在も給付作業を進めているところであります。

次に、緊急事態解除宣言についてでございますが、5月14日に安倍首相が記者会見を行い、北海道のほか1都2府4県を除く39県の緊急事態宣言を解除、5月25日には、全都道府県に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を発表しました。

北海道におきましても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更するなど北海道における取組を発表、本町におきましても、継続して休止・休館していました施設等を一部解除することとしましたが、教育施設や児童福祉施設につきましては、6月1日から全面解除といたしました。

観光施設に一部休業している施設もございますが、この間、町民の皆様には、ご不便をおかけする中で、ご理解とご協力をいただきましたことを改めて感謝を申し上げる次第です。

なお、政府の新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言を受け、本町に設置していました標茶町新型インフルエンザ等対策本部を、5月26日付けで廃止することとしましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策につきましては、標茶町感染症危機管理対策本部を改めて設置し対応することとしております。

緊急事態宣言が解除となりましたが、いまだ終息を見ない状況の中で、北海道が取り組む「新北海道スタイル」の実践と合わせ、一刻も早く元の経済活動に戻すべく、考える施策を展開してまいりたいと考えております。

2点目は、令和2年度軽自動車税納税通知書の納期限誤りについてであります。

5月7日に発送しました令和2年度軽自動車税種別割納税通知書兼領収書について、納期限を5月25日とすべきところを、誤って5月27日と印刷したものを発送してしまいました。

誤りが判明した後の対応につきましては、口座振替対象者（695件）に、口座振替は25日に行われるため、25日時点で残高不足となることのないようお願いとお詫びの文書を5月13日付で送付いたしました。

また、それ以外の納税通知書送付対象者全員と納税貯蓄組合長等（2,174件）に25日が正しい納期限である旨のお詫びの文書を5月14日付で送付いたしました。

今回の誤りの原因は、4月1日に行った当初課税のシステム入力の際、昨年度のデータを複写してそのまま使用したことによるものです。

また、係の体制としてシステム入力を始めとする当初課税処理作業等の多くを担当者のみで進め、当該作業における納税係全体でのチェック機能が不十分だったことも大きな要因であります。



今後の防止策としては、システムへの入力内容の確認、通知書原稿の校正、その他課税事務全般について、係全体で情報を共有した上で事務を進める体制を整え、最善の注意を払っていくこととしております。

ご迷惑をおかけしました方々に対しては、心からお詫び申し上げ、報告させていただきます。

3点目は、去る5月9日に発生しました林野火災について、ご報告いたします。

出火場所は、標茶町字阿歴内西和地区の私有地です。午後1時10分に標茶消防署より林野火災への職員動員の要請を受け、午後1時28分に災害対策本部を設置し、直ちに一斉メールにより職員を招集し、58名の職員を出勤させております。標茶消防署員・団員49名と合わせ総人数107名と消防車両10台で消火対応にあたりました。午後1時36分には北海道に防災ヘリの派遣要請を行い、札幌市消防局のヘリコプター1機が消火作業にあたりましたが、延焼が広範囲に広がっており火の勢いが収まらないため、午後4時50分に北海道を通じ、自衛隊に災害派遣要請を行い、午後5時19分から自衛隊ヘリコプターが消火活動を開始しました。この日は日没の午後6時32分まで消火活動を行いました。日没後の作業が困難なため、消防署の警戒巡視要員を残し撤収して参りました。午後9時3分に職員一斉メールにて翌日の消火対応の招集を行い、翌日の5月10日午前3時に85名の職員が役場に集合し、現地に移動しました。午前3時57分に標茶消防署長が自衛隊ヘリコプターに同乗して上空より確認したところ、燃えている箇所がないことを確認しました。午前5時10分からは、5班に分かれ、現地を歩いて延焼箇所の確認を行い、火の手のないことを確認し、午前3時3分に鎮火宣言を行いました。

この山林火災により約50.03ヘクタールの林野を焼失しましたが、人や家畜等に被害はありませんでした。出火原因については不明ですが、迅速かつ懸命な消火活動により、心配された立木への延焼も未然に防ぎ、最小限の被害にとどめ、無事に消火活動を終了したことをご報告いたします。

なお、消火作業にあたりましては、北海道及び札幌市消防局並びに自衛隊には、ご協力いただきましたことを心から感謝を申し上げます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

(何事かいう声あり)

○町長(佐藤吉彦君) 済みません。先ほど軽自動車税の誤りの分で担当作業の係名を本来、税務係というところを納税係と言ってしまったので、訂正いたします。

それから、山火事の中で、鎮火の時間を午前3時といいましたが午前7時3分の誤りです。訂正させていただきます。

○議長(菊地誠道君) 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長(島田哲男君)(登壇) 令和2年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細にご報告しておりますが、以下4点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に係る教育施設等の対応について、ご報告いたします。

4月17日に政府が緊急事態宣言を全都道府県に拡大したことにより、本町では北海道知事及び北海道教育委員会の要請に基づき、町内全ての小中学校及び幼稚園を4月20日から5月6日まで臨時休業としましたが、その後、2度にわたる臨時休業の更なる延長要請を受け、5月7日から5月31日まで、臨時休業を延長することといたしました。

なお、6月1日からの学校再開に向けて、段階的に学校教育活動を再開できる準備とするため、5月19日から週2回、5月26日から週3回の分散登校を実施いたしました。

次に、社会教育施設等の対応についてご報告いたします。

農業者トレーニングセンター、ふれあいプラザゆう、武道館、磯分内及び虹別酪農センター体育館、茶安別農村環境改善センター体育館、阿歴内交流館、博物館、図書館につきましては、4月16日から5月6日まで全面休館としましたが、その後、国の緊急事態宣言の延長に伴い、休館期間を5月31日まで延長するとともに、標茶水泳プール、多目的運動広場、野球場、野外アリーナ、ときわパークゴルフ場につきましても、オープンを6月1日まで延期することとしました。

その後、5月15日の北海道における緊急事態措置の一部解除に伴い、博物館及び図書館につきましては、5月16日から開館し、ときわパークゴルフ場は5月18日、多目的運動広場、野球場、野外アリーナなど屋外施設につきましては、5月19日からオープンすることとしました。また、5月25日の国における緊急事態宣言の解除に伴い、農業者トレーニングセンターなど、5月31日まで休館としていた社会教育施設等につきましては、5月26日から開館することとしました。

なお、今後におきましても「新しい生活様式」を踏まえた感染拡大防止対策を講じながら、子どもたち及び施設利用者の方々の健康管理を第一に対処してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、令和元年度町内各中学校卒業生の進路状況および令和2年度各学校の現況について、ご説明いたします。

今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢74名で、全員が進学しました。

進学先の内訳は、標茶高校へ35名、釧路管内公立高校へ26名、管外の公立高校及び私立高校などへ13名となっております。

次に、令和2年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数につきましては、幼稚園は、4歳児9名の入園者で、昨年と比べ6名の減。小学校は、51名の入学者で、昨年と比べ増減はありません。中学校は、66名の入学者で、18名の減であります。標茶高校は、64名の入学者で、5名の減となりました。在籍状況につきましては、幼稚園は、23名在籍し、昨年と比べ7名の減。小学校は、368名在籍し、18名の減。中学校は、201名在籍し、8名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、569名で昨年と比べ26名の減となりました。標茶高校は、205名在籍で、昨年と比べ10名の減であります。

学級数につきましては、小学校が40学級で1学級の減、中学校は18学級で2学級の減であります。そのうち、特別支援学級につきましては、小学校が14学級で、在籍児童数46名、中学校

は5学級で、在籍生徒数11名であります。

次に、教職員数であります、小学校は71名で昨年と比べ1名の減。中学校は45名で、1名の減であります。全体では2名の減となりました。

また、今年度も、教員定数加配として、通級指導で標茶中学校へ1名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ1名、標茶中学校へ2名、知的学級と情緒学級加配で標茶小学校へ2名、外国語巡回指導で標茶小学校へ1名、合計7名の特別配置をいただいております。なお、町として特別支援教育支援員を標茶小学校に4名、虹別小学校に1名、標茶中学校に3名配置いたしました。

3点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

北海道主催の子ども向け環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム事業」において、中茶安別中学校1年の武藤洗夢さんと駒井瑞月さんの二人の取組みが、団体の部で北海道知事賞を受賞しました。また、武藤洗夢さんは、個人の部で優秀賞を受賞しました。

今後もさらなる活躍を期待するものです。

4点目は、標茶町立図書館への図書寄贈であります。

標茶町ライオンズクラブ様から児童図書19冊（5万円相当）の寄贈をいただきました。

昭和50年から毎年子どもたちの読書推進を願い、今年で累計2,308冊（総額310万円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 町長の報告の中で6月1日から学校と児童福祉施設が始まったというふうに報告されましたが、この児童福祉施設とはどういうものがありますか。それから完全な実施になっているのかどうか、それを聞きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

児童福祉施設としましては児童館ということで、広報させていただいております。児童館につきましては、学童と併用していますので、5月31日まで完全にお休みをさせてもらって6月1日から完全に実施しております。

あとは保育園の一時保育であったりとか、学童保育も児童福祉施設に含まれている状況でございます。保育園の一時保育については5月の26日から改めて受付を開始して、受け入れを開始しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 学童の方は制限がありましたよね。今はないということよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 今は全ての学年を受け入れているところであります。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 先ほどの町長の行政報告の中で5月9日の森林火災の話がありましたけど、今回、火災が起きた山の隣接する山の所有者がいたと思うんですけど、連絡等はどのようにされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えします。

隣接する所有者は、個人の方が8名いらっしゃいまして、そちらの方は町から火災があったと報告しております。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 事後報告ですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 事後報告かというご質問ですけれども、終わってから所有者を調べて、文書で報告しております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 同じ5月9日の山火事の件ですが、コロナウイルスの感染拡大の影響で、林野火災の消防対策協議会とかが普通どおり開かれたのかどうかということもあるんですけど、どのような予防体制をとっておられたか、簡単をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

消防対策協議会の部分ですが、コロナ対策の関係がございまして、書面会議で4月6日に行っております。

消防対策の取り組みでございまして、まず4月21日にホームページ等で山火事の注意喚起の記事を掲載しております。例年の林野火災の予防週間が4月21日から5月31日ということもありまして、4月21日にまずホームページで掲載しております。その後、28日から29日にかけて、例年行っている山火事注意のチラシを新聞に折り込んで注意喚起しているところであります。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） 関連ですけれども、9日の山火事ですけれども、非常に難しいと思うんですけど、原因等は解明されたのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えします。

原因のほうは不明となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長(菊地誠道君) 日程第4。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長(長尾式宮君)(登壇) 総務経済委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項 地域おこし協力隊とまちづくりについて

1、調査事項 地域おこし協力隊とまちづくりについて

2、出席者は記載のとおりでございます。

3、調査の経過及び内容 標茶町では平成29年7月に1名、平成30年9月に2名、計3名の地域おこし協力隊隊員が活動しております。

平成29年に「道東ホースタウン」体験ツアー2017を実施、平成30年には株式会社スカイファームを中心に立ち上げた「道東ホースタウン」プロジェクトを町連携事業と位置づけ、標茶町を中心とした道東エリアで乗馬・馬文化の振興に連係した取り組みを開始しております。

主に総務省の予算を利用し、地域おこし協力隊の事業は進められております。

体験ツアー・町内イベントでの乗馬体験などを通じ、町内外の人々に馬のいる生活を体験してもらうことにより、関係人口増加や新たなビジネスモデルを模索している段階でございます。

体験ツアーのアンケートでは馬事・地域振興に大きな賛同が得られております。標茶町の知名度・イメージも体験ツアーを通じて良好な反応が見てとれております。また、ふるさと納税に対しては86%の回答者がふるさと納税の意向を示している。

その他、馬を通じた標茶との関わりにSNSを利用したホースタウン広報官(ボランティア)が15名任命されており全国に点在しております。

4、委員会の所見 地域おこし協力隊の任期は最長3年であるが、任期内で生活の基盤を確立し、以後も標茶町での活躍を期待している。そのためには地域とのコミュニケーション、町内外への継続的な情報発信、行政・民間との連携を深めていく必要があると考える。

他の様々な分野においても優秀な隊員を招き入れ、標茶町の地域振興に力を発揮する事を期待する。

ホースタウンプロジェクトにおいては関係人口の増加・新たなビジネスモデルの展開に大きな将来性を感じている。また、今後の知名度の向上により、馬との生活を念頭に置いた移住者の増加も期待するところである。馬との生活にはルールの変更や物理的な環境整備も必要となってくるが、今後の状況を見て議論の場を要すると考える。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、新型コロナ禍が酪農・畜産業に与えた影響と必要な支援策と今後の見通しについて質問いたします。

相次ぐ貿易の自由化により牛肉等の値下がりが報道されていましたが、それに加えて新型コロナウイルス感染症による自粛要請により、外食産業が大きな影響を受け、消費が大きく落ち込み続けています。

本町でも和牛の生産、販売を行っている農家があり、影響は大きいと思いますが、どの程度か。また、必要な支援策を講じる考えはありませんか。

酪農家にとってもコロナの影響は、休校などによる給食の中止により牛乳の消費が大きく落ち込んでいることによって、今後、加工に回る原料乳が増え脱脂粉乳等の在庫が増え、生産調整、価格の下落等につながる心配も伝えられていますが、どのような情報を得ていますか。

さらに、輸出入の制限による困難な状況も生まれていると推測されますが、状況把握ができていますか。関係団体とも協議をし、支援策等を考えるべきではないのですか。

町の総合計画第5次3ヶ年実施計画には、観光業や農業の雇用などの施策がありますが、それに関わる外国人研修生の受入れなど、新型コロナウイルス感染症による影響により、予算及び実施計画の変更などはないのですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の1点目の質問にお答えします。

1点目の新型コロナウイルス感染症の自粛要請による和牛の生産、販売を行っている農家の影響と必要な支援策についてのお尋ねですが、新型コロナウイルスの蔓延により政府が緊急事態宣言されてから、自宅で過ごす時間が長くなり、いわゆる巣籠もり消費によって家庭向けの食材の需要は増加しております。食肉の需要動向につきましては、安価な豚肉、鳥肉の需要増とともに、牛肉に関しては安価で量のある外国産の需要が伸びております。

一方、インバウンドの減少、外出自粛等により外食産業が大きな影響を受けており、和牛やF1とともに消費が大きく低迷し、国内牛肉の価格も全般的に下落しております。4月に取引された「ホクレン十勝地区家畜市場和牛素牛市場成績」では、去勢牛の平均で8万9,000円ほど昨年同月に比べて値下がりしており、町内農家の過去の平均市場取引頭数から勘案しますと、1回の市場で360万円ほどの減少と推測されます。

国では、5月27日に令和2年度第2次補正予算が閣議決定されました。経営継続のための補助金や経営改善に取り組む肉用子牛生産者への奨励金制度、新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業、肉用肥育牛経営向けの交付金事業のほか、持続化給付金など様々なメニューが幅広く用意されておりますので、事業者ごとの事情に合った補助事業等を有効に活用していただければと考えております。

次に、2点目の酪農業に与える新型コロナウイルスの影響についてのお尋ねですが、新型コロナウイルスの感染症防止対策である学校の全国一斉休校、飲食店の休業や営業時間短縮により牛乳の消費が大きく減少しております。学校給食用の牛乳では、3月では前年同月比でマイナス86.8%の大幅減となりました。

飲用牛乳の大幅な消費の落ち込みにより、行き場のない大量の生乳は、長期保存が利くバターや脱脂粉乳として農家が搾った牛乳を廃棄することなく生産加工されましたが、一方で、脱脂粉乳に関しては、過去最大の在庫量となっております。これは、国内で新型コロナウイルスの感染が初めて確認された1月時点で既に過去最大の7万2,000トンであったものが、さらに新型コロナウイルスの影響で生乳から加工された脱脂粉乳が積み上がり、令和2年度の第四半期末分である今月末の推計では8万5,000トンと、過去最多水準と想定されております。

緊急事態宣言が全ての都道府県で解除となり、6月に入ってから全国で一斉に学校が再開されることとなりました。7月から8月にかけては、これまでの休校措置の代替として夏休みが大幅に短縮される見込みとなっていることから、これから学校給食向けの牛乳の需要が非常に高くなるとともに、夏場は牛乳の最需要期なので需給状況は好転するという見方もありますので、今後の推移を見守りたいと考えております。

なお、牛乳の消費拡大の取組としまして、需要が落ち込んでいる生乳が廃棄される状況を回避するために、北海道では「SOS！牛乳チャレンジ」と題して、鈴木知事が牛乳をおいしそうに飲んでいる姿をSNSに投稿し、消費を呼びかけていましたが、主要な酪農地帯である釧路総合振興局管内でも、牛乳、乳製品の消費喚起を図るため、釧路総合振興局山口局長をはじめ管内の市町村長がリレー方式で牛乳を飲む姿をSNSにアップした「釧路牛乳チャレンジ動画リレー」の取組を行いました。

また、消費拡大を図る取組として、本町のホームページに牛乳を使ったレシピを紹介する特設ページの新設のほか、町内在住の小中高生を対象に1人当たり1,000円分の牛乳券を配付し、牛乳の消費拡大と成長期の健康増進を図る取組を行っております。

次に、輸出入の制限に関する状況ですが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い輸出国の一部では、自国の食料安全保障を優先するため、米、小麦等の食糧を中心に輸出制限されておりましたが、本町の酪農畜産業に影響を与える畜産飼料に関しては、通常どおり流通していることを確認しております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりトウモロコシを原料としたエタノール燃料の需要や食料需要が激減したために、米国産トウモロコシの価格が下落していることから、食料用トウモロコシや配合飼料等の価格は下落傾向にあるとお聞きしております。

輸出については、本町の畜産業にも影響がある牛肉の輸出制限はなかったものの、主な輸出先であるカンボジア、香港、台湾においても日本と同様に新型コロナウイルスの影響により消費が大きく落ち込んでいたことに加え、輸出国制限による航空機、船舶の減便に伴い輸送の確保が困難であったことから、4月の統計では前年同日で29.2%のマイナスとなっております。現在は輸送関係も徐々に戻りつつあり、先ほど主な輸出先でも新型コロナが落ち着きを見せていることから状況は改善傾向であり、国内においても徐々に以前の経済活動に戻りつつありますので、今後の状況を見守ってまいりたいと考えております。

次に、3点目のお尋ねの外国人技能実習生の受入れ状況についてですが、現在、町内には外国人技能実習生が60人ほどおります。新型コロナウイルスによる出国の影響については、現在、4名の技能実習生の方が帰国予定の時期に出国できずに残留資格の変更を行い、特定活動の資格によって技能実習先で就労している状況とお聞きしております。

また、入国の状況につきましては、直近の動きでは、3月に入国し、研修後4月に予定どおり本町に入られているため、現状では影響を受けていないと聞いております。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために講じている出入国制限の水際対策については、6月1日にベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランドの4か国と入国緩和に向けた交渉を進める調整に入ったとの報道もありますので、引き続き情報収集に努めてまいります。

新型コロナウイルスの感染症の今後の見通しについては、専門家でも意見が分かれるところですので、標茶町第4期総合計画の第5次第3ヶ年実施計画については、今後の推移を見守りつつ、必要に応じて柔軟に対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今お答えいただいて、様々な数字等をお知らせいただきました。このコロナの問題は、ある意味では本当に国の形を変えてしまう、そういう状況も起こり得るのだということ報道されていますし、そういう意味では、本町でこういうコロナ対策等に向けて情報交換して標茶の状況を把握する、確認し合うような組織的なものはあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。



○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

農業関係の方々とふだんから政策あるいは情報交換、意見交換する場としては、まず1つは、農業振興会議というものを設置して、定例的な会議を開いているところでもあります。

また、今年の春先から農協組合長、専務と定期的に意見交換、情報交換をする場を設けておりました、コロナの関係に関しても牛乳の消費拡大、推進について取り得る取組はないかどうか、そんなような意見交換をしているということがございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、先ほども言いましたように、このコロナの感染症の問題は本当に常に状況を把握しながら、将来の町の酪農の在り方、町そのものの在り方も視野に入れた検討を進めていっていただきたいし、そういう意味では、情報を町民の中につぶさに出していただきたいという具合に思います。

先ほど、最後にお答えをいただいた第5次3ヶ年実施計画の予算及び実施計画の変更などについてのお答えですけれども、状況次第によっては、その実施計画の内容が変わることもあり得るのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

総合計画実施計画の性格なのですが、形としては、これから予定している事業内容について予算を積み上げて将来的な事業計画等を確立していくというものでありまして、実績については終わってから適宜修正をするという形で、今回のように今起きていることに対してタイムリーに変えていくという、そういう性格の実施計画でございませぬので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 分かりました。

それでは、次に2つ目の春先の大雨、雪解け等における道路の管理、施設の被害について質問いたします。

近年、春先の大雨による水害等が続いていますが、虹別地区の町道の中に水はけが悪く通行時に危険な場所があると思っておりますが、承知していますか。

この時期にその点検と対策を講ずるべきと考えますが、伺います。

大雨、雪解けによる水路の検証などを行い、施設、住宅等に被害が及ばない対応をするべきだと考えますが、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の春先の大雨、雪解け等における道路の管理、施設の被害についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の虹別地区の町道の中に水はけが悪く危険な場所があるが承知しているか、この時期に点検と対策を講ずるべきとのお質問でございますが、町道におきましては、4月から11月まで月2回の定期的な道路パトロールと大雨や災害時には緊急の道路パトロールを実施し、通行に危険がある箇所は通行止め等も含む緊急的な対策を実施しております。

虹別地区は、平たんな土地が多いため、雨水が滞水する地形もあり、路盤が緩む場合もありますから、パトロールの結果や住民の方からの情報提供により、砂利敷きや横断管入替え、側溝整備など対策を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の大雨、雪解けによる水路の検証を行い、施設、住宅等に被害が及ばない対策をすべきとのご質問でございますが、例年、雪解け時期には過去の経験を基に流量を確保するよう雪に埋没している横断管のみ吐き口や水路の雪を除去する対策をしており、可能な限り災害を未然に防ぐよう対策しているところでございます。

今後とも、定期的な点検や地域からの情報収集に努め、被害を最小限にとどめることができるよう対策に努めていく所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 具体的に、虹別地区の町道の中に水はけが悪くという部分ですけれども、私もこの道路を常にご利用するところでもありますけれども、本当に今年のような時期に雪解けとあの大雨とが重なると、本当に車そのものがそこに上がると浮いてしまうようなところが何か所かあります。その部分はお存じでしょうかという意味なのですが、それと、あわせて虹別のような地区のこの大雨による水の水路といいますか、非常に平たんであるがために、湖のようになってたまった後に、そこが決壊すると大変な、施設、住宅等に水が押し寄せるといふ、そういう状況もありますけれども、その辺のことは承知しておられますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 虹別の道路が緩む場所、1点目の質問でございますけれども、虹別、砂利道につきましては、やはり春先、雪解けの時期と重なって、特に今年みたいに急に雪解けが進みますと、路盤が緩むという場所は多々ございます。その部分につきましては、できる限り砂利の補充などをしながら行っているところでございますけれども、議員個人が思っている場所と私たちが確認している場所がちょっと違う場合もございますので、そういう場合はここの場所だよというご指摘をいただけたら、対応もできるかと思っております。

2点目の水路の関係でございますけれども、道路を建設する際には、周りの地形並びに水の流れの確認などを行いながら、横断管の新たな設置や管径の決定などを行っております。さきにおきまして、雪の影響でのみ口、吐き口の雪が詰まっていますと水が流れにくくなっている、また、夏の間でも特に大雨のときには、現地を見に行くと、草地に水がたまって流れにくい状況があるという部分も場所によっては確認しております。そういう場所につきましては、なるべく横断管のみ吐き口の掃除とか対応をしていく対策が今取れる対策だと思っておりますので、今後ともパトロール結果などを重視しながら対策してまいりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） この際ですので、その危険な箇所というのは、斜線の下りの沢と萩野地区の道路ですね。その2カ所が非常に危険な場所だということで、そういう意味で、もし担当の課が認識しているところと場所が違うようであれば、そこを再度確認して適切な対応をしていただきたいという具合に思います。

以上、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終了します。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） 私は、今回の新型コロナの関係で6月1日から正常に戻ったといいますか、学校教育が再開された非常に喜ばしい状況なのですけれども、その際の児童生徒の学習の保障と心のケアについて質問いたします。

新型コロナの影響で長期間休校状態が続きましたが、5月19日からの分散登校、その後の正常な学校運営についての見通しを伺います。

また、6月1日からの正常な登校を判断した基準はどのようなものですか。

学校における教育活動の再開に当たって、手洗い場や消毒液、体温測定器及び全ての子供たちと教職員にマスク等感染を防ぐ手だて、十分なスペースを取った教室環境などの感染防止環境は十分行っていますか。現状をお聞かせください。

心のケアを含め、子供たちや保護者が相談できる体制を整えることが必要と考えますが、いかがですか。

学校での教育活動の空白の時間がありました。そのような環境の中でも、1年間ないし2年間見通しの中で行き届いた教育の実現を図らなければなりません。どのような方策を考えていますか。

文部科学省は、家庭学習の成果も評価して対面授業の代わりにできるという通知を出しました。しかし、私は、家庭に学習指導を負わせることについては慎重になるべきと考えます。学校から出された課題などに対し十分保護者が指導できるとは思えませんが、そのような教育環境の実態から、学習指導要領の履修範囲を減らすことも視野に入れるべきと考えますが、いかがですか。

今後、再び次の波が来ないとは言えません。そのような事態になったとき、保護者が安心して働くことができるよう、学童保育の完全実施、場合によっては学校開放等の措置を取るべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の学校再開後の児童生徒の学習保障と心のケアをとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の学校運営の見通し及び登校の判断基準に関するお尋ねですが、議員ご案内のとおり、町立学校全てにおいて4月20日より5月31日まで、42日間の長期間、臨時休業としました。5月19日からの分散登校につきましては、週ごとに登校回数を増やすなどして、段階的に6月の学校再開に向けて準備する目的のものであります。

学校再開につきましては、国による北海道における緊急事態宣言の解除を受けて、6月1日から再開とする判断をいたしました。再開後は、感染症対策を徹底するなど、学校の新しい生活様式を確立し、教育活動を進めていく考えであります。

2点目の感染予防対策に関するお尋ねですが、感染予防の衛生用品につきましては、これま

でも随時各学校には提供を行ってきましたが、今後も備えとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、マスク、消毒液、非接触型体温計などの衛生用品を整備することとしています。

また、教室環境につきましては、国の衛生管理マニュアルに示された地域の感染レベルを踏まえた行動基準に沿って、身体的距離の確保やマスク着用、換気など、3つの密を回避する取組を学校現場の状況に応じて適切に対応してまいります。

3点目の相談体制に関するお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、心のケアに係り児童生徒や保護者が相談できる体制を整えることが急務な課題であると捉えております。

学校再開に当たりましては、初めの2週間、6月14日までは学校再開徐行期として、子供たちの心身の健康状態の把握とケアを第一に努めてまいります。具体的には、日常の健康観察に加え、教育相談の実施、ネットパトロールの強化、24時間子供SOSダイヤルの周知、スクールカウンセラーの活用等で全ての児童生徒がスムーズに学校生活に戻れるよう十分な対策を講じてまいります。

4点目の教育活動の空白時間に対しての方策に関するお尋ねですが、議員ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の影響で従来行うべき教育活動を長期間行うことができなかったことは、学びの保障をするといった観点から今後の大きな課題であると捉えております。

文部科学省が示した感染防止を徹底した上で、最大限児童生徒たちの健やかな学びを保障することを踏まえて、長期休業期間の短縮や行事の精選等、教育課程を見直すことを通して、全ての児童生徒に学びの保障を行い、行き届いた教育実現が図れるよう対策を講じてまいります。また、その際、児童生徒の心身に過度な負担にならないよう、十分配慮するよう努めてまいります。

5点目の家庭学習の成果と評価、履修範囲に関するお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、家庭学習に関して家庭に学習指導を負わせることは考えておりません。臨時休業中の家庭学習について学習評価に反映できるという文部科学省の見解も示されておりますが、本町においては、学校再開後に丁寧に一人一人の学習状況を確認し、誰一人取り残すことなく、学習の定着を図る手だてを講じる所存であります。

学習指導要領の履修範囲につきましては、小学校第6学年、中学校第3学年はもとより、それ以外の学年についても学びの保障をするために今年度内に学習指導要領に示された内容を終えるよう、児童生徒に過度な負担とならない配慮を行いながら、様々な対策を講じていくことが肝要であると考えております。

6点目のお尋ねですが、学校の臨時休業期間中における学校開放等につきましては、必要に応じ学童保育を所管する町長部局と協議してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の学校再開後の児童生徒の学習保障と心のケアをの、今後、同様の事態になったときの学童保育の完全実施をすべきとのお尋ねにお答えいたします。

北海道独自の緊急事態宣言が2月26日に発令されたことに伴い、同日、北海道教育委員会から道内の小中学校について休業要請がなされました。町としましては、町内小中学校の休業に伴い、新型コロナ感染予防の観点から、町内5カ所の学童保育所につきましても2月27日から3月7日までの間、同様に休所の要請を行い、ご協力をいただいたところであります。

その後、厚生労働省から、学童保育は共働き世帯などの留守家庭の小中学校に就学している子供を対象としていることから、感染予防措置をしながら開所要請があり、町内の学童保育所について感染予防対策として、留守家庭での留守番が困難な児童を対象として、原則小学校3年以下を対象として開所してきました。この間、各学童保育所運営委員会では、地区の状況を判断しながら6年生まで受入れを広げるなど、感染予防対策を図りながら学校休業期間中について継続してまいりました。

小学校6年生までの完全な形での学童保育実施につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等により、その対応が異なることもあるため、臨機に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 急に心配しているのですが、学習履修の点では問題ないというか、努力するというようなお話ですが、しかし物理的にやっぱりかなり無理な面があるのだと思うのですね。文科省は5月15日に出しましたよね、学習内容の繰越しを容認すると。つまり、期限で言えば最長で再来年度まで繰り越すことを特例で認めるという、そういう通知が来ていますよね。あるいは学年を、今の時期に履修、今の学年で履修すべきことが履修できなかったので、次の学年に持ち越すという、つまり学年をまたいで教えることができるような方策も講じると。それから、そのほかいろいろありますけれども、そういう点では、私はこれだけの休みを取って家庭で学習させてきたわけですから、何だかんだ年度内に履修を完全にやるということは物理的に無理ではないかということで、こういう質問をしたのですよ。学習内容についてうんと精査して、そして、教育内容にまで口を挟んだらまた問題が起きるので挟みたくないですけども、例えばどこを最優先させるかという、例えば1年生なんか特に、本当に最初から教えなければならないのに、もう既に結構な進度で進んでいるかのように私は見えるのですけれども、そういう意味で、繰越し容認の文科省の通知に従って、そういうことも考えていないのかどうか、それをちょっと聞きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

議員ご指摘の履修の点の問題点でありますけれども、先ほど答弁したとおり、42日間の休業となつてございます。それに基づいて、本町はどれだけ時数に換算すると遅れているかという実態を把握するのが第一であろうということでもあります。そのことに基づいて、今年度中にどういった学習活動で戻せるかというのが物理的に可能かどうかというのは、それは数字的な計算になりますけれども、この場合、先ほど申し上げたとおり、学校活動であらゆる行事等もあります。今できない行事もございます。実際に運動会、それから学芸会等も含めて集団で活

動がなかなか難しいということがありますので、そういったことも含めて、どのような学校教育活動の中で進めていくことが、この時数の問題を含めて履修できるかという可能性を、今、計算した中での状況でありますけれども、実際には授業時数の部分は6時間授業で156時間という数字が一応必要だということで、今、算出しているところであります。この部分を長期休業期間でおよそ夏冬で20日前後が縮まるという計算をしていますし、あと行事に伴って一定程度の準備期間等含めてなくなりますから、その分を振り替える。ただ、そういった部分で、いろいろ計算上はできますけれども、これからの第3波とか4波とかが来たときには、これは可能かどうかというのはまた別問題になりますけれども、そういったことを含めて今時点でできることをどうやるかということ、今、現場等含めて取り組んでおりますので、ただ、一番大事なのが子供たちの安全であって、子供の心の部分をどうやって健やかに育てていくかというのが第一条件になりますので、そのことを含めて学校と協議をして進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） さっきから気になっていたのですけれども、行事の精選の話ですよ。具体的に何か考えていますか。運動会をやめるとか、学芸会をやめるとか、時間をうんと短縮するとか、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 今月の校長会で正式に決まったのですけれども、運動会、それから体育祭、学芸会を含めてですけれども、今年度は従来どおりの運動会、体育祭は中止ということで決定いたしました。学芸会も、これまでの形といいますか、そういった部分は中止ということで決定いたしました。

ただ、子供たちの健やかな学びの中で、いろんな部分で発表する場あるいは子供たちの頑張りの部分がどうしても必要な部分ですので、そういった部分は形を変えながら密にならないような、3密にならないような形でどう進めるかということを含めて学校の中で検討いただくような形で、校長会で双方理解の中で決定したところであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私がその決定を覆すようなことはできませんので、これ以上意見は言いませんけれども、この種の学校行事で子供たちが本当に全面的な発達を遂げるというか、非常に重要な学校教育活動の一つだと思うのですよ。だから、この辺は教育長が今、それに代わるようなものと言いましたので、ぜひその点は重視して考えていただきたいなというふうに思います。

それから、この点での最後になりますが、家庭学習の成果も評価して対面授業の代わりにできるという通知、これ家庭に課題を出しましたよね。これは指導室にも聞きたいのですけれども、親のほうから私のほうに、難しくて教えられないと。これは別に低学年だけでないですよ。2年、3年であっても、ちょっと難しくて教えられないという悲鳴が親から上がっているというような声は来ていませんか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） ただいまのご質問にお答えいたします。

臨時休業になったことから、各家庭には、学びを止めないために家庭学習のお願いをしてまいりました。

ただ、学校としても、なかなか保護者、子供たちと会える状態になかったため、1週間に1回、また、2週間に1回程度の家庭訪問や、また、登校日等を活用して学習内容の説明等をしてきました。その中で、ある程度保護者の方々には学習の様子を見守っていただいたり、丸つけをしていただいたり、そういうお願いはしてまいりましたが、授業に代わるものとして全てを一から教えるというふうにはお願いをしておりません。

ただ、当然家庭学習ですので、十分ではないことが予想されますので、学校再開に当たって各学校では、まずはその家庭学習内容のフォローから入っているというふうに報告を受けています。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後に、これは国立成育医療研究センター、アンケートを取ったのですね。50%の児童生徒が勉強が心配だという結果を出していますよね。一番多いのは、お友達と会えないとかというようなことなのですけれども、ぜひこの心配を心のケアも含めて払拭してやるようお願いして、次の質問に移りたいというふうに思います。

2つ目の質問です。

これはコロナ禍から中小業者、個人事業主を守るさらなる財政支援ということで、本町は新型コロナウイルス感染症の自粛により、経営が厳しくなった業者に対し、国の緊急財政支援とは別に本町独自施策として、好条件の融資及び飲食業を中心とした一律30万円の財政支援を極めてスピーディーに実施しました。経営を懸命に続けている業者から助かったとの声も上がっています。この本町独自の財政出動について、業者からどのような感想が出されていますか。

日を経るごとに明らかになってきたのは、飲食業以外の個人事業者、中小業者の多くが売上げ減、理美容店に見られるように外出自粛による顧客減など、様々な分野での経営困難な状況が見えてきました。町はアンケートも各業者宛てに送っていますが、アンケートから見える現時点での実態はどのようなものでしょうか。

また、このような状況に対する本町独自の第2弾の手だてを講じるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員のコロナ禍から中小企業、個人事業主を守るさらなる財政支援をのぞきにお答えいたします。

まず、1点目の経営応援給付金のお尋ねであります。6月4日現在の給付の状況ですが、飲食店事業者50件、給付率80.6%、飲食店以外の事業者7件、合計57件で、1,710万円の給付を行っております。この給付事業に対する事業者からの感想ですが、「売上げがない中で給付金があり非常に助かった」「長期休業になったため、その間の経費に充てることができた」「今回の制度はありがたい」と言っておられます。

2点目のアンケート結果のお尋ねであります。町内事業者の影響を把握するため、町内の304事業所に郵送を依頼し、130事業所から回答をいただきました。回答率は43.6%となっております。議員の皆さんには速報値版を配付させていただいておりますので、お目通しいただければと存じます。

調査結果ですが、「現時点で既に影響が出ている」とした事業所89件、68.5%、「現時点では影響が出ていないが、今後影響が出る可能性がある」とした事業所が25件、19.2%となっております。既に影響が出ている事業所で、昨年4月と今年4月を比較して「売上げの減少があった」と回答した事業所が59件で、そのうち「5割以上の減少があった」と回答したのが28件となっております。また、現時点では影響がなくても、今後影響が出る可能性があるとして回答した事業所のうち、売上げの減少を懸念している事業所が12件となっております。影響調査の結果につきましては、今後、業種別への集計作業を行うこととしております。

3点目の本町独自の第2弾の手だてを講じるべきのお尋ねでございますが、今後2つの事業を予定しております。

まず1点目が、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券発行事業であります。標茶町の全世帯3,700世帯を対象に、町内91事業所で使用可能な共通お買物券を1世帯当たり6,000円分配布しようとするものであります。

また、2つ目が、新型コロナウイルス感染症対策お買物券特別事業「コロナに負けるな！標茶プレミアム付お買い物券」です。1冊1万円で販売し、20%のプレミアムをつけて1万2,000円分の商品券となるもので、標茶町商工会への補助事業として実施するものです。商品券発行事業には2,520万円、2つ目のプレミアム商品券お買物券事業には460万円の補正予算を計上させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） ニュース等では10万円の定額給付金もまだ全国で2割しかいっていないと。その点からいうと、標茶町、本町は本当に非常によく頑張って、ちょっと残っているのはどういう層なのかなと気になりますけれども、頑張ってこられてすごいなというふうに私も評価しているのですけれども、私が2番目に聞いたアンケートを読みました、早速出させていただいて。業種別が書いていない、今、後からまた出しますということだったのですけれども、例えば理美容店なんかはかなり厳しいよという話があったのですが、3番目に今お買物券や商品券の話が出ましたが、ここで言っている第2弾の手だては、これを含めて、そういうアンケートに基づいた今回行き渡らなかった業種、そういうところにも手を差し伸べるのかということを知りたかったのです。それだけお願いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

ただいま議員の皆さんのお手元にあるアンケート結果については、回答率が43.6%で、全部の現在町内の営業されている皆さんの状況が完全に把握されたものではないというふうに押さえています。現時点で、先ほど言った2つについては、これまでの状況の中から継続的に後に



刺激を与える、町内でお買物をしていただく。特に現在給付金10万円がそれぞれの世帯に入っています。ほぼ7億円近いお金が入っていますので、そのお金をうまく、例えば商品券の購入に利用していただくとか、町内でせつかく入っているお金を環流していただくことが私は一番かなと思っていますし、それから、今後、新たな国の第2次補正もありますので、その内容についてはまだ詳細に把握しておりませんので、引き続き本当に今困っているところが何なのか、どんな支援が必要なのかについて引き続き検証させていただきながら、対策を講じていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ぜひ他の業種のアンケート、これからまたはっきりしてくると思うのですが、本当にきつきの状況でやっています。話もいろいろ聞いてきましたけれども、そんなほかの飲食業みたいに30万円なんて言わなくてもいいから、励ましの支援をぜひお願いしたいのだと。そうしたらまた頑張るぞという気持ちになるのだという方々もいらっしゃいました。アンケートの結果を丹念に見て、ぜひ第2弾のそういう手だてを講じていただきたいなということ強く要望いたしまして、次の問題に移りたいと思います。

次の問題は、福祉の問題ですね。就労継続支援B型事業所、これらはイベント等の中止等により通所者の作業の対価である工賃が少なくなっていると聞きますが、支援を考えるべきではないですか。

ウェルフェアなど本町の社会福祉に貢献しているNPO法人も、ほかにもあると思うのですが、会員の会費、食堂経営などで少ない予算で福祉活動を行っていますが、極めて困難な経営状況になっていると聞いています。日常、本町の社会福祉事業の不足している部分を補い、重要な役割を果たしているこのような福祉団体にも支援の手を差し伸べるべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員のコロナ禍によりB型支援事業所等福祉関係の経営も困難になってきているが支援策を講じるべきではないかのお尋ねにお答えいたします。

就労型継続支援事業所につきましては、A型事業所、B型事業所の2種類があり、就労契約の締結等により就労機会を提供及び生産活動の機会の提供を行うものをA型、就労契約に基づく就労が困難である者に対し、就労の機会を提供及び生産活動の提供を行うものをB型と規定をしております。町内には就労継続支援B型事業所が2カ所あり、授産施設通所者は木工、お菓子製造等の作業を行いながら、社会活動に参画し、報酬を得ていることは議員のご案内のとおりであります。

1点目のイベント等の中止により通所者の工賃が少なくなっていると聞くが支援は考えていないかにつきましては、議員ご指摘のように、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種物販の機会が減少しているとの報告を受けております。通所者の工賃の原資は物販等の売上げに依存する部分が大きく、物販機会の減少は一部の授産施設の通所者の工賃に影響が出ているところであります。通所者への直接的な支援につきましては、第一義的には国が支援を検討すべきものと考えておりますが、その上で町といたしましても、授産施設の減少した売上げの影

響を少しでも小さくするため、障害のある方々の授産活動への支援と理解を深めてもらうために、役場などの施設での販売場所を提供するなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目の町内の福祉団体にも支援の手を差し伸べるべきではないかにつきましては、町内の福祉事業を行う各ボランティア団体の日頃の活動は、行政単独では担えない部分について多く支援をいただいております、各団体の重要性は議員と意を同じくするものであります。また、その活動についても敬意を表するとともに、感謝しているところでもあります。

その上で、福祉団体のボランティア団体の活動は、各団体が会員の確保や組織運営を自主的に行っているものと認識しており、その活動は会員の創意工夫をもって活動に移されているものと理解をしております。新型コロナウイルス感染症に伴う影響は全国各地で発生しており、国では中小企業者向けの支援を発表しておりますが、その中にはNPOでも申請できる支援策等もございます。お尋ねのNPO等への支援につきましても、まずは現状を把握し、創意工夫をしながら工夫をしていただくことが肝要であると考えているところであり、現時点で各種支援施策等について情報提供をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） ふだんであれば、それでいいのですよ。今そうではない状況が来ているのですね。内閣府のNPOのホームページ、これをのぞいてみましたら、定款に記載された目的ということで、「この法人は、人口減少や少子化による高齢化で年々増加する高齢者及び障がい者そして子供たちに対して、自分でできることは自己努力する「自助」、住民が互いに力を合わせて助け合っていく「共助」、そして行政が行う公的サービスの「公助」の役割を基本とし、高齢者等の各種交流への参加促進を図るための事業を行い、高齢者等の共生型福祉の増進と地域福祉の向上そして住みやすい町を支え合うことへの一助に寄与することを目的とする。」ということで、まさしく、国も本町も期待してお願いしているような活動をこのNPO法人は行っているのですよね。

実態を見ましたら、3月は収入ゼロですよ。5月も収入ゼロですよ。パーセント、4月はほんの少し収入ありました、ちょっと緩んだ時期がありましたから。だから、これでいきますと、約10%ぐらいの収入しか、3、4、5合わせて3カ月で10%程度の、つまり90%ぐらいは減収になっているのですよ。ここのウェルフェアというNPO法人は、もう6月1日から再開していましたが、まさに国が言っているように、共生型福祉の増進と地域福祉の向上に貢献するというので、本当に手弁当で幼児から高齢者の交流の場とか、障害者施設製品の販売とか、これはもうB型事業所と絡まっているのですが、給食宅配調理業務とか、もうまさに貢献しているわけですね。寺子屋講座、こういうことも実施していると。

ただ、問題は、この福祉系NPOが全国的にも今、苦境に立たされているというのは標茶と全く同じような状況があるのですね。内容を見ましたらアンケートを取ったら104団体の66%に当たる69団体が新型コロナウイルス感染拡大で運営に影響が出たと回答して、NPO法人の活動が滞ればコロナ禍でダメージを受けた社会的弱者や地域コミュニティーの修復が遅れるおそれがあるというふうに新聞でも報道されています。

ですから一般的に業者に対して救済措置を取るのと同じように、ここでは事業収入が74.7%を占めているのです。これがさっき言ったように、3月はゼロ、5月はゼロですから。ご承知のように、高齢者や子供たちのたまり場になったり地域食堂になったりしているわけですね。まさに、国や本町が言っている、とっても公的な公助だけでは賄えないので、自発的なそういう活動をやってほしいというようなことをやってきたのだけれども、今回はこれだけのダメージです。

ですから、これが続けば社会的弱者や地域コミュニティーの修復が遅れるおそれがあるとまで報道されていますから、そういう意味では、やっぱりウェルフェアなどのNPO、国は支援策にNPO法人を入れていませんよ。だけれども、私たちのこの少子高齢化の時代の本町の運営を考えていけば、この人たちがいなくなったら大変なことになるというふうに思いますので、私は支援をここにも手を差し伸べるべきだというふうに思いますが、再度そういう質問をしたいと思いますが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、NPOの状況について私どものほうでも、やはり固定経費という部分でいくと、かなり厳しい部分があるということはお聞きをしております。

ただ、先ほど議員のほうのご指摘の中では、国のほうでの支援が入っていないというような中にNPOがないというようなご発言があったかとは思いますが、今は国の中小事業者向けの持続化給付金、この中に対象月の法人全体の事業収益が対象月の直前事業年度の法人全体の年間月平均の50%以上減額した場合については持続化給付金の対象になるという部分もありますので、まずはそちらの部分の情報提供をしながら、運営についていろんな部分で協力をしていきたいなというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） NPOの持続化給付金のことは私も読んできました。ただ、私が言っているのは、今、本町が飲食業者に対して、もう本当にスピーディーに30万円ばんと出したと。これでもう一息ついた。町の姿勢として、同じようなことをなぜ本町の下支えをしているNPO法人の活動にこれをやってやれないのかということをお聞きしたいと思っております。

まずはと言うけれども、持続化給付金は物すごく評判が悪いでしょう。知っていますよね。出しても、いいのか悪いのか、書類が不備だというだけで、通知だけで、あとはもうこれは私が改めて言うまでもなくて皆さんご存じだと思うのですが、やっぱり本町を支えているそういう福祉系のNPO法人、これを何らかの形で本町も支えるべきだと。自発的にと言いましたけれども、私はどうも勝手にというふうに聞こえるのだけれども、自発的にやっていることだけでも物すごい苦労して、次の何曜日の何日には誰が当番するのかなんていうことの人探しに物すごい苦労して、運営しているのですよ。そして、それが標茶の一部であっても高齢者の生活を支えているということ、この重要さ、ここをやっぱり見て、ぜひそういう点での国任せにするのではなくて、本町としても独自の施策を、そんなにかかるお金でないですから、ぜひやっていただきたいなというふうに、NPO法人だけが全然別個になっているというのは、

どうも私には理解できないので、その点どうですか、最後に。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

本町の経済対策を検討するところで、検討する際に一番最初に大事にしたいというふうに思ったのは、町長からもありましたとおり、困っているところに必要な対策をと、そういう発想で組立てをしようとしたところであります。給付の対象を当初検討したのですが、なかなか全てをつかみ切れない、それから公平感、不公平感が出てしまうのではないかと、そういったところで最初の頃はちゅうちょをしたというのは、これまで説明の機会を与えられたときにお話をしたところであります。そして、最終的には、飲食店については一律30万円、それ以外の事業者については月で50%以上の減少があったときには30万円の給付をするという、そういう制度で、今、走ってきているところであります。

今、議員のほうからNPO法人が対象から外れているということに関してお話がありましたけれども、我々も制度設計に当たっては、国の4月、5月の段階では中小事業者を対象にするというところで国のほうで出しておりましたので、それを下敷きにしながら、また、勉強不足のそりはあるかもしれませんが、NPO法人、非営利というところで事業活動からの収益というところがどうなのかという、そのところについては見極められなかったというところで、国と同じく対象から外してきているところであります。

また、この間、NPO法人の活動については、例えば町長が総会に出席をしておりまして、総会資料も拝見しておりますけれども、その中で販売の部分の割合がどうなのか、そういったところも見させてもらっておりますけれども、実態として議員が今、これまでご指摘いただいたようなところまでつかみ切れなかったというところが正直な感想であります。

また、会員の方々からも、なかなか我々のほうには直接そういった声は届いていないというのが私の実感でありますけれども、そんなところもあります。ただ、冒頭申し上げたように、困っているところに必要な対策をする、それから一定程度の線引きをしながらというところでは、NPOという形の法人ではあっても、実際のところ販売収益活動が活動の原資となる大きなところというところを踏まえると、まだまだ見直す余地はあるというふうに考えております。

当座、先ほど町長の答弁があったように、国の制度が活用できるものについては、活用していただいて、しのいでもらう。これは給付金、それから融資制度をつくったときもそうなので、町ができることにも限界があるだろう。だから、道の対策、それから国の対策、それらを組み合わせてもらって、何とかコロナの影響がなくなるまで持ちこたえてもらって、また標茶の経済を支えてもらう、標茶の活動を支えてもらう、そういう発想でやってきておりますので、本町ができることの中で給付金については、先ほどアンケート調査の絡みで議員からも今後の対策についてという話がありましたけれども、その辺とタイミングを合わせながら、NPO法人を対象とするかどうか、どういった内容にするかについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ぜひ検討してください。高齢化社会の本町もそういう中であって、そ

れを下支えして懸命に活動しているところですから。

それから、副町長の言っていることで、ちょっと気になることがあったのですけれども、失礼ですけれども、言わせてもらいますけれども、会員からそういう声が聞こえてきませんでしたと言いましたよね。だけれども、今までの議会の中でアンケートを取ったらどうだとか、町民の声を聞いたらどうだと言ったら、いや、議員の質問が、議員の発言が町民の声だというふうに私たちは捉えていますという、ずっと理事者は言っていたではないですか。私が今言っている質問は、会員の声ですよ。そのことをちょっと勘違いしないでいただきたいと。そうすれば、会員が直接押しかければいいのかという話ですよ。今までの理事者の答弁とちょっと矛盾していますので、それはぜひ撤回していただきたいなというふうに思います。

答えますか。反省、反省というか……

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、町民の声を代表するのは皆様のご発言だというふうに申し上げてきております。それは法体系からしても間違いのないことだというふうに理解をしております。

その中で、先ほど会員の方々の声が聞こえてきていないというふうに申し上げたのは、物のことの判断をするに当たって、私自身の体験のことを申し上げただけというつもりでありましたけれども、町理事者の判断として矛盾をするという指摘については、そのとおりだというふうに思います。撤回と申しますか、言葉足らずだったところについてご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ぜひ検討してください。

最後に、釧網線の問題についてお話しいたします。

最近の報道でも町長も新聞に載ったりして、沿線の人たちと要望書を渡している写真がありましたけれども、昨年JR北海道、今回、今日の新聞ですね。まさに今日の新聞でしたか。出ていましたよね。物すごい赤字です。これ、今日の新聞を持ってきたのですが、コロナで経営改善が帳消しになったと。せっかく「利用促進費」も出したりしながら、何とか経営改善まで見通しがついたといたら、それが帳消しになったというふうに書いてあります。

私が心配しているのは、本来国が行うべき、「維持困難路線」なんて言わないで、これを維持させるために国が負担すべき費用を前回は「利用促進費」として市町村負担を義務づけたわけですね。それが私質問したら町長は、これは今回1回限りなのだと言いましたけれども、今回のこういう発表を見て、これ赤字が551億円でしょう。またこういうのが出てくるのではないかという心配をしているのですけれども、そういう懸念はないか、まず伺います。

それから、JR北海道から再度こういう要請が来ても、国の責任としてきっぱり断って、かつ路線存続をしっかりと要求すべきというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の釧網線維持のための「利用促進費」の固定化はないかのお尋ねにお答えいたします。

初めに、利用促進費が固定化される懸念はないかとお尋ねですが、昨年9月開催の第3回定例会において補正予算を提出の際にご説明したとおり、令和元年度と2年度の2カ年の支援を行うということでご説明をしたとおりでございます。北海道としましても、法改正までの2年間に限り支援することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、J R北海道から再度要請が来ても国の責任として断り、かつ路線存続を要求すべきと考えるかどうかのお尋ねですが、さきにお答えしたとおり、2年間の支援ということで実施しておりますことをご理解いただきたいと思います。

また、路線存続を要求すべきとお尋ねにつきましては、今後も沿線自治体並びに道、道議会との連携を図り対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、ご承知のとおり、このたびの3月の大雨、融雪による被害を受け、復旧したのもつかの間、新型コロナウイルスによる人の往来に制限がかかるなど、繁忙期を迎えても営業等は大変厳しい状況となっており、今後の情勢については大きな変化も予想されますことから、それらの動きにつきましても、注視してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） これは人の名前を出したらまずいので言わないですけども、この間S L冬の湿原号について要望書といいますか、沿線で出しましたよね。そのときに、一人の市長がと言ったらもう分かってしまうと思うのですが、新聞報道されていますから、釧路市の蝦名大也市長も、億単位の検査費用はJ Rに重い負担があると、どういう支援ができるか自治体も知恵を出したいと言っているのですよ。それを聞いてまた、町長は2年間限りだと言いましたけれども、そういう事態というのは起き得るのかということだけ最後に聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。その当時、私も同席しておりましたので、全体の流れの中で申し上げますと、S L冬の湿原号につきましては、車の車検と同じような定期点検が実は必要でして、その蒸気機関の車検を取るのに約1億円程度のお金がかかるという、それがたしか7年か8年間の期間を更新すれば使えるというようなものなのですが、その捻出方法について、例えばそれぞれ自治体が物産を提供しながらクラウドファンディングとか、ふるさと納税とか、そういったこれまでとは違うような形で、例えば全国のS Lファンとか、そういった人に声をかけながらお金を集めることができないか、そんなような協力が自治体間でできないかということ踏まえての発言でございますので、深見議員から今日質問あったような、それぞれの新たな追加支援というような形でのニュアンスでの発言ではないということをご理解をいただきたいと思います。

（「分かりました。終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終了します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君）（発言席） 私から通告している2つについて質問を行います。

まず、1点目でございます。

道道クチョロ原野塘路線は、現在、不通でございます。3月11日の大雨で道道が釧路川に架かった二本松橋が橋の中間地点の橋脚が数十センチ沈下したため、橋が折れてしまった状態で通行できなくなっているわけであります。さらに、橋の両側の砂利道路が湿原の川の氾濫で8カ所決壊し、ずたずたに亀裂というか、水が浸食した被害に遭っております。この橋の改修の状況や再開通の時期など、地元町村として情報を得ていることがあれば伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の道道クチョロ原野塘路線の不通の状況はどのようなお尋ねにお答えをいたします。

道道クチョロ原野塘路線の復旧状況につきましては、道路管理者の北海道釧路建設管理部と綿密に連絡を取っております。砂利道路区間につきましては、5月下旬より復旧工事に着手しており、工期は8月11日までとなっておりますので、早期完成に向け工事を実施している状況と聞いております。

二本松橋につきましては、議員ご指摘のとおり、釧路川の増水により橋脚が沈下し、通行できない状況となっております。現在、復旧に向け調査設計を行っているとのことであります。二本松橋は、建設後約60年経過した古い橋であり、復旧工法の決定には橋の構造の検証を行う必要があるため、工法の選定に時間を要しているとのことであります。今後、災害復旧事業によって工事をするのと聞いておりますが、橋りょうの復旧工事には時間がかかることが想定されております。現在のところ再開通の時期については明確に示せない状況でありますが、最大限、早期復旧に向け努力するとのことでございます。

町としましても、同路線はクチョロ地区と塘路地区を結ぶ生活道路、鶴居方面と厚岸方面を結ぶ通勤や産業に関わる道路、湿原の中を流れる雄大な釧路川を身近に感じることができる観光道路など、重要な役割を果たしている道路と認識しており、引き続き早期復旧を働きかけてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） ちょっとあまり具体的でないお答えでしたので、私から具体的なことをお尋ねして、お答えいただきたいと。

釧網線の線路のところにゲートがございまして、冬期間通行止めになったらそこが閉じられるようなゲートがございまして、そこから二本松橋は約1キロはあると思います。釧路川はご存じのようにカヌーの川下りが非常に盛んでございまして、コロナの影響でしばらくは止まっていたようでございますが、この時期に入ってこれから活発になると。その橋は、昨日通ったとき見ましたが、ゲートは今は閉まってございまして、あれを橋の辺までゲートを臨時的にあそこまで開けてカヌーの人たちが橋の辺から通行できないのか、道路が直れば車は橋のところまで行けますから、そういうことはどんなふうには押さえているか、お聞きしたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 観光関連ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

す。

クチョロ原野塘路線でございますが、コッタロ展望台やカヌーの発着場であるスガワラを利用するための観光面でも重要な路線であることは認識しております。

特にカヌー業者で組織される釧路川カヌーネットワークからは、二本松橋が通行できないことに理解をいただいておりますが、これから観光シーズンを迎えるに当たっては影響が危惧されており、町に対しても要望をいただいているところであります。また、それに対しまして、町としても関係機関への協力を要請しているところであります。

カヌーネットワークから、二本松橋が利用できない期間、二本松橋の左岸上流側に仮設のカヌー発着場として利用させてほしいこと、それから国道391号線から二本松橋手前まで、それからコッタロ展望台からスガワラまでの区間の通行止めを解除してほしいとの要望でございます。仮設の発着場につきましては、開発建設部の協力によりまして、設置を検討いただいているところであります。それから、通行止め区間の変更につきましては、国道391号線から二本松橋手前までの区間につきまして道路管理者である北海道のご理解をいただきまして、6月10日から通行できるようになります。また、コッタロ展望台からスガワラの区間は、復旧工事中であるため、通行止めとなっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 今、答弁で一部ゲートが開いて橋は完全に人もくぐれないように通行止めするという事は私も知っていますから、カヌーの方たちがカヌーは乗用では運べない、ランクルのような大きいトラック用の乗用でなければ。そういうことですから、ゲートが開いて、カヌーの発着場が開発建設部の管轄ですから、そこが許可してくれないとカヌーの川下りはできないのかなと考えていましたので、それは前向きにひとつもっとそのほうは努力していただきたいなど、こう思います。

私は1問目、これで終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 2つ目の質問をいたします。

「憩の家かや沼」の改修工事の内容はということで、質問内容について質問いたします。

「憩の家かや沼」の経営は令和元年3月に破産となり、裁判所で破産清算中であります。以来1年以上が過ぎておりますが、破産管財人の報告はどのように報告されているかについてお聞きいたします。



私の聞き及ぶところ、来月8日には4回目の報告がされるということで、これが最終になるのかについてお聞きいたします。

また、隈研吾事務所による「憩の家かや沼」改修計画の基本計画はどのようになっているかについて2点質問いたします。

1つ目は、総工費と資金の計画について。

2つ目は、この改修工事が完成したときの運営形態と事業の中身について計画を示していただきたい。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の「憩の家かや沼」の改修工事の内容のお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目の破産管財人の報告はどのようなものになるかのお尋ねであります。破産管財人弁護士により、未収金の状況、出資金の状況、収支の状況が示されるものと聞いております。

2点目の来月7月8日の4回目の結果が最終になるのかのお尋ねであります。大地みらい信用金庫の出資金である1万円が入金されるのが6月から7月の予定となっていることから、この出資金が入金になるまでは長期分割金となっている和解金の回収を行い、その後、財団債権の一部弁済を行って債権回収業者に売却を予定していることから、最終の債権者集会については10月頃をめどとしているとのことでご理解をお願いいたします。

3点目の隈研吾事務所による基本計画はどのようなものかのお尋ねであります。基本計画で示されている工事費につきましては、宿泊施設本体で7億7,218万9,000円、宿泊施設入り口のバリアフリー化を含む外構工事、今後の安定的な供給を図るための温泉の再掘削、安全な飲用水の確保のための水処理施設の導入と老朽化した井戸の再掘削に1億8,794万6,000円として、総事業費は9億6,013万5,000円となっております。資金計画につきましては、環境省の国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の補助メニュー採択を目指しております。

完成後の運営形態につきましては、公設民営として公募により運営先を選定することとし、町が運営には参加せず完全な民間運営として、運営手法につきましては、釧路湿原国立公園唯一の宿泊施設として十分な機能を発揮できるよう研究してまいります。

事業計画につきましては、令和2年度には補助金の採択に向けて町、観光協会、茅沼地域町内会、環境省、釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局保健環境部環境衛生課を構成員とする地域協議会を設置し、利用拠点計画を作成します。さらに、別途実施設計を委託するとともに、運営先の選定作業を予定しております。令和3年から4年度には宿泊施設の改修工事、外構工事、情報発信計画の策定を予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 疑問に思っていることについて再度質問いたします。

3月に経営の行き詰まりで破産となって、ここにおられて今説明していただきました町長が

破産宣告をして、裁判所が管財清算人を選出して、何度も協議している状況であると理解しておりますが、私もこういうことには何度か出くわしております、実は破産管財清算人にお尋ねをいたしました。そして、お話ができましたが、どうしてこんなに時間がかかるのですかと言ったら、黒沼は債権者でないからお答えできないという話をいただきました。当然かなと思ひまして、それではこれ最終の結論はどうなりますかねと、それにはお答えしていただきまして、今年の秋までには終わるように努力中であると。だから、今、町長が10月頃になるというお話は、私も直接破産管財清算人の弁護士さんにお聞きをしているので、随分時間がかかるなど。このことと、私、基本計画が、今あらずじ、金額とか、環境庁の補助事業導入の予定をしているとか、ここにちょっと私が考えていることをお話をしなければならないなど、こう思っております。

なぜ私が何度も清算のことを町長にお尋ねするのかというと、40年ちょっと憩の家が頑張っていて、私らも毎年毎年何回も憩の家で楽しく風呂に入ったり騒いできた一人ですから、このホテルというか、施設のよさは十分理解している一人だというふうに私は自分で思っております。

そういうことでありますから、いろんな方が、お亡くなりになったマネジャーさんも、この前辞めて札幌に戻られたマネジャーさんも、本当に頑張るかや沼を愛してこられたと。何が原因で行き詰まったのか、私は破産に至るあれは、40期ぐらいの決算の数値を見ますと、やはり利用回数が人口減と大体同じですね。私、1万人ちょっといるときの標茶の状況も知っていますし、今7,500人ぐらいしかいない。これだけの人口が減ると、やはりどうしてもお風呂に行く方は若い人は少ないので、私の地元の磯分内のことを言えば、ほとんど自分で運転も不自由になり、遠いお風呂には行けないと。そんなことで、憩の家の利用が下火になったのかなというふうに、私は外的なそういうことを考えてございます。

それで、私がこの新しい改修計画について、この破産の整理が一段落した後でないとうまくないのではないかとこの考えをずっと持っております。なぜかという、今、私が何例か申し上げましたように、皆さん出資もしているし、利用もしている。それから、当然お得意さんとして油やお米やら、その他資材を取引してございます。その方々がこの破産の整理がつかないと、恐らく何にも動けないのではないかと。不満だけは、破産したら俺は出資金ももらえないなという声も私に届いていますし、いやいや、引っかかっちゃったでやと。それから、弟子屈の車屋さんは、まさか憩の家潰れるとは思わなかったなど、こんな話を随分受けるわけで、やはり基本計画を着実に理事者はやっておりますが、この方々が破産が一段落して、みんな裁判所が決めたのだからこれで終わったわ、こういうふうになった時点が私は基本計画に、私もそういうことなら、みんな協力してやるかというふうには持っていくべきだ、そうでないと、いや、危なくて協力できないわ、こういう人たちが今債権者の中にも実際にいるわけですから、なかなか標茶が、かや沼を本当にすばらしい温泉だと思っている人たちがまた復活するには、なかなかそういうことを一段落する必要がある、こういうふうには考えております。

まず、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今、黒沼議員のほうから、昨年3月以降の経過についてお話があったのだと思うのですが、私も当時、昨年3月のことは本当に私としては、全く違う提案を議会に出して、本当に予期しない展開でそうせざるを得なくなったという状況を踏まえて、さらにかや沼をこれまで多くの町民が利用していただいた、さらに町外の方も宿泊の9割以上は町外の方であります。人口減少の話がありましたが、実はかや沼の魅力がそんな人口減少に影響もなく多くの方に利用されている施設だったということは、当時3月のときにも私ゴールデンウイーク、8月まで多くの利用者が予約を入れている、そういうことも踏まえてお話をたしかしたというふうに記憶しております。

そんな状況を踏まえて、多くの町民の方々がそれ以降、多くの議員さんもその後、私のところに一日も早い再開を望むということも多くの方が寄せられました。さらに2,000筆を超える多くの書面もいただきまして、それを受けて、いつから例えば再開に向けたタイミングを検討を始めていいのか含めて、今回、破産管財人の弁護士である方とも協議を行いながら、昨年の6月の時点で1回目の債権者集会が終わった後に一定程度の先の数字的な見込みも見えてきたので、施設については町のほうにお返しします、それで再建に向けて準備を執り行うのは構いませんということを受けて、実は私は、その後、皆さんに相談して、基本計画に着手させていただきたいと、そういう手順を踏みながらここまで来たのかなというふうに思っていますので、黒沼議員のその心配については十分承知はしていますし、今後も債権者集会の最後の結果を受けて、それぞれ関係する債権者の株主の方やそういった方々に、大株主の町として何ができるのか、破産管財人の弁護士と相談しながら、その部分については対応していきたいと、そんなふうに思っていますので、決してこれまでかや沼の運営を守り立てていただいた株主の方や営業を支えていただいた方の企業の気持ちを無視しながら、それだけで無視しながら進んでいると、そんなふうな部分は一切持ち合わせておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 今、町長から破産の最終の段階では私が危惧しているようなことについても考えているようなお話でありましたので、ぜひそのようにやっていただくよう、私はここで申し上げておきます。

それで、何点か質問しようと思っていたのですが、まず最後の公設民営化を考えている、これは漠然として、どうとでも取れる表現でございます。何か示唆する方向はきっと持っておられると思うので、もうこの時期ですから、そういうことはお話ししていただければいいのではないかと思います。

以前には、町内業者優先だと、それを誰も応募しなかったら町外からも募集する、これは誰でも言えることで、腹案というものはおありになると思うのです。そのことを今発表できるか、今発表できないからしまっておくとおっしゃるのか、その点どうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

公設民営の考え方につきましては、これまでの第三セクターで、途中からそういう第三セクターのスタイルに変わったと思うのですけれども、指定管理者の制度になって、これまでの運

営形態、前回これまでのかや沼の運営の総括、部分的ではありますが、断片的に担当の総務課中心になってまとめて、皆さんにご提示もしていると思います。

その中で、やはり第三セクターの限界というものが、今回やはり最終的な段階で出てきたのかなど。それと、私ども実は社長になって一月で会社を倒産せざるを得ない状況になったのですが、やはり素人感覚でホテル業という専門的な分野に関与するのは非常に危険だなど、そんなふうに感じていますし、これまでの運営、責任の在り方を含めて皆さんもそう思ったと思います。そういったことを考えると、やはり経営感覚のホテル経営とか、そういったものに精通した方々が中心となって運営していただく、そのことが私は一番だなというふうに思って、そういう提案をしたいというふうに考えております。

腹案があるのかという話ですが、私のところに多くの方からいろんな話がこれまでも、去年の6月以降が多いのですが、町外の方を含めて、かや沼にもし声がかかるのなら協力したいというような声もありますし、地元の方々からもそういった声があります。私は、基本的には地元の若いこれからを背負って立つ、そういう人たちに、ぜひ標茶のこれからの新しいかや沼の経営の母体になっていただきたい、そういう思いでこれから声をかけていきたいと思っていますし、ただ若いだけではなくて、その中にはしっかりしたホテル経営の関係者が中に入っていたりとか、そういったことも踏まえてこれから判断していきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） おぼろげながら、何となく町長の考えが分からないような分かったようなことであります。やはりどなたかは、憩の家は1度ではなくて過去も含めると2度潰れているような状態があった、今度は待ったなし。しかし、町長はマイナスからの出発だとおっしゃっています。私は、マイナスからの出発なんてほとんど無理だというふうな見解であります。ゼロから新しく借金も何もないところからいろんな資金やら財産やらを提供されたりしてほとんどの企業はやっておりますが、やはり40年この方やった事業が、企業にも寿命というのがあるということは私はいろんな書物で拝見しております、酪農は相当長く続く職業でありますけれども、商売については20年説とか、30年説とか、そういうことは私もよく学んでいるつもりであります。

したがって、今、町長は漠然と、町長も私から見たら、商売にはあまり詳しくないようなずっとお立場でこられたと思うのですね。これは本当に慎重に、プロの人も今このコロナで、例えば有名リゾートをやっている人らもテレビに出て、もう本当に駄目だ。近隣の阿寒国立公園の老舗のホテルの人らも、もう休業でやっていけないと。この中でマイナスから立ち上がるなんていうことは私は不可能と思っていますので、そういうことを申し上げて、町長はプロの人に相談しながらおやりになる。そういうお考えであるようでございます。

最後に、もう私の持ち時間ありませんから、そういうことでやるということで、私は終わっていいですか。

○議長（菊地誠道君） 答弁をいただきますか。

○10番（黒沼俊幸君） なければ、そういうふうに答弁なしということで、私は終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、黒沼君の一般質問を終了いたします。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） 私からは、オンライン学習により学びの機会を確保すべきという点で質問をさせていただきます。

このたびのコロナウイルス感染拡大の影響により、本町でも小・中・高校の一斉休校の措置が取られました。休校中にインターネットを活用したオンライン学習の支援が持たれたと聞いております。学校のICT環境整備は、パソコンを使ってより質の高い学習環境をつくり出せると期待されており、また、学校内での双方向型の一斉授業や個々の理解度に応じた学習内容の提供、教師・学校から配信された動画や民間企業から配信されるオンライン教材などを活用した学習が可能となります。今後さらなる感染拡大や災害などによる緊急時の臨時休校に際しても、児童生徒がタブレットなどの端末を持ち帰り、自宅でのオンライン学習も可能となります。さらにデジタル技術を教育に活用する「エドテック（EdTech）」については様々な環境下でも学び続けられるのが最大の魅力であり、今後、学校での利活用が期待されています。

それを踏まえて、以下質問をいたします。

1つ、現在、本町の学校での通信環境はどうなっているのか。

2つ目、このたびの休校により、オンライン学習はどの程度持たれたのか。

3つ目、オンライン学習の実施に当たり、ネット環境が整わない家庭にはどのような対応を考えているのか。

4つ目、新しいテクノロジーを学校の教育活動に活用する「エドテック」について、どのような認識をお持ちになっておられるのかを伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 11番、鴻池議員のオンライン学習により学びの機会を確保すべきとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の学校の通信環境に関するお尋ねですが、町内小中学校の通信環境につきましては、コンピューター教室に配置している教育用コンピューターでインターネット接続が可能となっております。

2点目の臨時休業中におけるオンライン学習に関するお尋ねですが、今回、臨時休業期間中にオンライン学習を実施したのは、標茶中学校1校のみで、実施内容につきましては、1回目は4月20日から4月30日までの平日週2時間で、主要5科目を各学年、生徒1人当たり延べ16時間、2回目が5月11日から5月29日までの平日週4時間で、主要5教科を各学年生徒1人当たり延べ60時間実施いたしました。

なお、家庭にインターネット環境が整っていない生徒につきましては、学校に登校して視聴し、家庭に端末機器等がない生徒につきましては、学校の教育用端末機器を貸与し、実施いたしました。

3点目のネット環境が整わない家庭への対応に関するお尋ねですが、議員ご案内のとおり、本町における通信環境につきましては、地域により異なっており、自宅でのオンライン学習には通信環境に課題がある家庭もあります。また、ネット環境が整わない家庭には通信機器を貸

与する方法も考えられますが、この場合、貸与を受ける家庭に通信費の負担が生じるなどの課題もあります。

このため、現状では各学校でオンライン学習を実施する場合、ネット環境が整わない家庭につきましては、学校に登校して視聴するか、オンライン学習の内容をデータ化したものを家庭で視聴してもらうこととなります。

4点目の「エドテック」についての認識に関するお尋ねですが、「エドテック」につきましては、学習教材にパソコンやタブレットを用いて紙のテキストからオンラインに接続されたデジタル端末でテキストを読んだり、授業動画を見たり、ドリルを解いたりなどの技術を開発する取組で、オンライン学習での活用や学習管理の効率化に期待が高いと認識しております。

議員ご指摘の学校の教育活動での利活用につきましては、3点目でお答えしたとおり、通信環境の整備をはじめ課題整理が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 今お答えいただいた中に、やっぱり各家庭におけるネット環境が整わない人たちに対して、もしこういう家庭の人たちがその整備をするということになりましたら、その負担というのは、町としての負担とかという部分は何かお考えでしょうか。

あと、このネット環境を全て整えると言ったらあれですけども、いつぐらいまでにネット環境を整えて取り組んでいくという、何かそういうものがありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

ネット環境の関係では、議員ご指摘のとおり、市街地と、あるいは郊外の学校との環境がかなり違ってございます。今、光の回線が整っているのは、標茶市街地だけでございます。ほかの地域については、まだ環境が整っていないという状況であります。

その中で、ネットとなると動画ですので、かなり容量が重たいということで、なかなかスムーズな環境になっていないということが1つあります。大卒の環境ですので、その部分は学校と家庭のと環境よりも、もっと厳しい大きな問題でありますので、その辺はご理解いただきながら。

それで、今、先ほど申し上げたネット授業の場合に、小学校は、標茶小中学校、市街地のネット環境は光でできますけれども、家庭の先ほど負担感が生じると。これは、それぞれ持っている環境、通じている家庭についても、ふだんからそういうネットの環境整備でお金がかかっているという。ない家庭についてどうするかというのがありましたので、今時点でうちが考えているのが、コロナの対策ですので濃密にならないためにどうするかということがありますから、学校に来ていただいて少人数で学校にあるネット環境を同時に見てもらおうという、場所が違うという感じの考え方です。

それと、あるいは家庭に通信環境はあるのですけれども、兄弟が2人いるとか3人いるとかで機材が少ないという場合には、私どもの学校の機材をお貸しするという形で今のところ取り

組んでいこうという考えであります。

全体的な部分でどうするかというのは、到達点の部分のどのぐらいまでできるというのはまだなかなかできないので、一定程度なるべくスムーズにできる環境に努めていきたい。これから、文科省で今進めているGIGAスクールの部分で1人1台のタブレットの部分が表示されておりますので、その部分は、今、申請する段階にありますので、学校の中では1人1台ずつということで進めていきたいというふうに考えておりますので、それは今年度スタートですけれども、機材がなかなか調達できないかもしれませんので、繰越しになるかもしれませんけれども、その部分を含めて早期に整備したいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 質問ではありませんけれども、このたびのコロナのことで、やっぱり休校になって大変な思いをした児童生徒の方がたくさんおりましたので、そういうところで学びの場に格差が生じないよう、また、病気やけがで登校できない児童生徒のためにスピード感を持って取り組んでいただきたいということを強く希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終了します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いまして2点ほど伺いたいというふうに思いますが、子供の声が通学等々で聞こえてきて、本当にうれしいなと私も感じましたし、ご近所の奥さんたちも、いや、子供の元気な声が聞こえてきて、とってもいいよね、明るくなるよね、元気もらえるよねという、そういう話題があったこともご報告したいというふうに思いますが、質問に関係ないのですけれども、そのようなことがちまたの中で本当に喜んで話されておりますので、お話をしたいというふうに思いますが、1点目の飲食業以外の個人事業主にも支援をとということで、先ほど深見議員がご質問申し上げておりましたから重複いたしますけれども、せっかくの機会に通告をしておりますので、まずはご質問を申し上げたいというふうに思います。

質問内容の中で、4行目、「消費の落ち込み等で景気悪化」の「悪化」が抜けておりましたので、大変申し訳ありませんです。

新型コロナウイルス禍によって、本町の中小企業、個人事業は、いまだに厳しい経営状況が続いています。本町の独自支援として、飲食業を中心に一律30万円の財政支援、先ほどの報告で57件に支払われております。しかし、支援条件に該当せず財政支援の対象とならなかった事業主も、コロナ禍の影響は少なからず受けております。

町は、中小企業や個人事業に対して、コロナ禍による影響、意見等を聴くためにアンケート調査を、5月27日を回収日として実施いたしました。回収されている中での影響や意見はどのような内容であったのか伺います。先ほど朝来たら、まとめたものがありましたので、ある程度は分かりましたが、伺いたいというふうに思います。

国は、コロナ禍によって消費の落ち込み等で景気の悪化が長引く可能性が高いとして、2次補正により新たに自治体への臨時交付金2兆円を増額することを明らかにしました。本町にはどの程度見込むことができるのかお伺いいたします。

また、その財源の一部を前回支援を受けることができなかつた事業、特に深見議員も申し上げておりましたが、理容・美容業等々に財政支援を講じるべきだというふうにも考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の飲食業以外の個人事業主にも支援をのお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目の事業主へのアンケート調査のお尋ねであります。先ほど深見議員にもお答えしたとおり、町内事業者の影響を把握するために町内の304事業所に郵送で依頼しており、回答率は43.6%となっております。

事業者から出されている意見等としましては、「今後の心配である」「いつ状況が回復するか不安」「客が戻ってくるのか不安」「消毒液やマスク等、感染予防のためのものの購入費にお金がかかる」「売上げが減少している業種全て支援をしてほしい」といった意見が出されております。

2点目の2020年度第2次補正では、自治体への臨時補正交付金2兆円を増額したが、町ほどの程度見込んでいるのかのお尋ねですが、国は令和2年5月27日に令和2年度補正予算第2号の概算について閣議決定をしたところであり、この補正予算は、現在、国会において審議中であり、今月11日頃にも成立するものと新聞報道もありますが、今のところ私どものところに内示額等の通知は来ておりません。しかし、前回補正額が1兆円で8,000万円ほどの内示額でありましたので、同じスキームであれば倍の1億6,000万円ほどであるという見方もございますが、詳しいことは分かっておりませんので、お答えしかねるということをご理解いただきたいと存じます。

次に、その財源の一部を飲食業以外の事業主に財政支援を講じるべきと考えるのがいかにかとお尋ねについてですが、まだ補正の詳細がつかめておりませんので考え方についてお話しすることはできませんが、前回の補正で必要物品のストックを中心に交付金を使用させていただいたことから、事業者等への支援は当然のこと、消費者である町民の皆さんへの支援や子育て世帯への支援等、経済対策を中心に今後の状況を見ながら対応してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） アンケート結果が、今、町長からも述べられておりましたけれども、ご意見等も含まれておりましたが、まさに理容業、美容業あるいは他の、例えばお花屋さんもそうなのですが、この時期でしたから本当に落ち込んでいたということを訴えられておりましたし、意見の中にもありまして、理容、美容に関しては、1回1回お客様が見えたら、お帰りになったら、必ず消毒をしているのですね。換気はもちろんですが、必ず消毒をしているという、そういう消毒薬の経費も、お客さんが減って収入が減っている、だけれども経費がかかっているのですよ。そういうことも、ぜひご理解をいただきたい。

ですから、全員協議会のときにどなたか課長さんから、2次補正があるのでその中でも検



討していきたいというお答えがありましたので、ちょっと私2次補正が出たときに安心したのですが、ぜひこの2次補正が出たときに、先ほど深見議員がおっしゃっていましたが、一律30万円とは言わなくても、やっぱり少なからず影響を受けている事業主さんたちに対して支援をしてあげていただきたいということを、お願いはおかしいですけども、そういう標茶町で営んでいる方々をなくしたくないという思いからも、ぜひ支援をしていただきたいなど。ある業者さんは、いっそのこと町に休業してくれと言われたほうが俺は助かると訴えた業者さんもありました。そういうところもありますので、ぜひ2次補正がはっきりした段階で財政支援をしていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほど深見議員にもお答えしたような内容と重複いたしますが、まだアンケート調査が十分精査されていませんので、その中で本当に困っている部分が何なのか、どういう支援が本当にいいのか、ただただ現金給付だけではなくて実際に経済活動を支援する、そういう実際にやっていただきながら共に自立していくという、そういう支援が私は一番いいのかなと思っていますので、いろいろ研究させていただきながら、皆さんからもいろんなご意見をまた寄せていただきながら、次の第2次補正の使い道について検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 言葉を返すようですが、実際に困っているところ、当然です。対象にならなかった方も、若干の収入は減ったとしても経費がかさんだというふうに、実際に困っているのですよ。ですから、それらも含めて、ぜひ2次補正のときに今まで該当にならなかった方々、地元に残って商売を営んでいけるような形の中で支援をしていただきたいというふうに思います。

次の問題に入ります。

幼稚園・保育園に入園されていない幼児に子育て支援給付を。応援給付金をということで申し上げたいというふうに思います。

子ども・子育ての家庭を取り巻く環境は変化し続けており、子ども・子育てをめぐる課題は複雑多様化しています。

国は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を整備し、子ども・子育て支援施策を進めてきております。

本町も平成26年度に「標茶町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本町における子ども・子育て支援の取組を促進させてきていて、その一つとして平成26年度では国の交付金を活用して、また、平成27年度から平成30年度まで一般財源で1歳児から6歳児まで毎年3万円の現金が子育て応援給付金として支給されておりました。

しかし、平成31年度4月から町長の公約として国が10月からの幼稚園・保育園の無償化に先駆けて無償となり、子育て応援給付金の財源確保ができないと聞いていましたので、そのことによってこの給付金制度が中止となりました。

最近、保育園に入所できなかった幼児の保護者の方々から不満の声が寄せられるようになり

ました。子育て応援給付金は、スタート時から幼稚園・保育園入園関係なく全員に給付されていた事業です。子育てを地域一緒になって応援することを目的とした事業でした。しかし、無償化に伴い、入園希望者が多く、また、保育士職員の人材不足によって保育園に入園できない待機児童が発生している状態が続いております。

そこで伺いますが、本町には現在1歳児から6歳児まで何人いらっしゃいますか。

さらに、幼稚園・保育園に入園している人数は何人でしょうか、伺います。

幼稚園・保育園事業と子育て応援給付金の目的は異なりますが、子育て支援には変わりはないと考えます。安心して子育てができる環境づくりとして、幼稚園・保育園に入園されていない、せめて幼児の家庭、子育て応援給付金、現金3万円の支給をしてはと考えるのですが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の幼稚園・保育園に入所していない幼児に支援給付金をお尋ねにお答えします。

子供や子育て世帯を取り巻く環境は、時代とともに社会環境や保護者の考え方、支援の施策など変化し続けていることはご案内のとおりでございます。

子育て世帯への支援につきましては、平成26年には消費税率の引上げに伴う影響の緩和策として、平成27年度から町独自に子育て応援給付金として子供1人当たり3万円を給付し、子育て世帯への経済的な軽減負担を図ってまいりました。また、平成31年4月からは国に先駆け幼稚園・保育園の無料化を開始し、同時に子育て応援給付金制度については廃止させていただいております。

保育士の確保につきましても、これまでも議会でも申し上げていますが、保育士に限らず、町内における専門職の確保は大変厳しい状況が続いており、町民の皆さんにご迷惑をおかけしているところでもあります。

ご質問の1点目の1歳から6歳までの乳幼児は何人いるのかのご質問ですが、5月末時点で306人でございます。また、対象幼稚園・保育園に通所する年齢である1歳から5歳とすると251人となります。

2点目の幼稚園・保育園の入所人数については、これまでも5月末時点で1歳から5歳までの幼保合わせて189名のお子さんが通所しております。

3点目の幼稚園・保育園へ通所していない乳児に子育て応援金3万円の支給をですが、議員ご案内のとおり、国や町では、これまでも子育て世帯への支援を行ってきております。主なものとしては、現金給付としての児童手当や独り親世帯に対する児童扶養手当などがございまして、町独自の施策としては、現在は大学生まで拡大しております医療費の無料化やインフルエンザ予防接種への助成など、様々な形で支援を行ってきているところがございます。

幼稚園・保育園に通所していない幼児に対する直接的な支援とお尋ねですが、国の3歳児以上無償化に対し、本町では保育園に通所する3歳児未満の幼児についても保育料の無料化を独自に実施しているところであり、これらのことを総合的に判断した上で、現時点で現金給付による子育て支援策については考えておりませんが、今後の社会情勢等の推移を注視して、状

況によって判断してまいりたいと考えております。

標茶町子ども・子育て支援事業の基本理念である、子供が、親が、地域が共に支え合う町という基本のスタンスは変わっておりませんし、子育てに対する基本的な思いは議員と意を同じくするところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、答弁でいろんな手当があると、児童手当も含めて、あるいは医療の無料化だとか、そういうのも含めましたけれども、発足当時もこの給付金のときにもこの手当はありましたよね。ありながらも給付金制度の事業として取り組んだというふうに私は認識をしておりますが、違いますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子育て応援給付金を支給した時期については、当然これらの制度、大学までの医療費の無料化については昨年からの事業ですので、その当時とちょっと状況は違いますが、同じような状況の中で国からの直接的な現金給付という部分では開始をしているところがございますが、状況として違いますのは、今現在は1歳から3歳まで、ゼロ歳も含めますけれども、そこの部分も含めて無償化しているというところが当時との状況が違うというところがございますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 課長のご答弁、十分理解をしております。

しかし、やっぱり前段述べましたように、給付金の中身と目的と保育園や幼稚園の目的はやっぱり違うのですよ。違っていながら、この事業を当時国の活用支援ではなくて、本町は27年、独自で一般財源としてスタートさせているのですよ。ですから、何ら変わっていないのです、環境としては。ただ、保育園の無償化が年齢を引き下げたと、そういうところでは変わっていますけれども、制度そのものの目的からいうと、スタート時とは全く変わっていないというふうに私は認識をしております。

また、本当に声を寄せられているのは、去年まで保育園に入園できたと。しかし、今年は、言葉悪いですがけれども、保育園入園、落とされたとか、そういう言い方で、さらに31年度から現金でもらっていた給付金がもらえないと。ですから、こっちも駄目で、そしてさらにまたこっちも駄目だと、言ってみれば本当にそういう方々にとっての矛盾といいますか、不公平ではないかというふうに訴えてきたのですよ。それが1人なら何となくというふうにも思うのですが、最近になってから、今になってから、多分去年は入園されていたから感じなかったのかもしれませんが、無償になったということも含めて。ですがけれども、やっぱり財源の手だてをそちらに変えたからということとは、私は、目的というのはやっぱり違う。

そして、当時、平成26年度の補正予算のときでしたでしょうか、やっぱり大きな議会の中で議論されました。反対意見もあつたりもしました。だけれども、賛成多数によってその補正予算は通ったわけですよ。そこまで議論したという経過もありました。ですから、その目的がや

っぱり先ほど町長が述べた、子育て世帯への経済支援というふうにおっしゃいましたけれども、私は当時質問したのは、ただ単に経済支援だけでなく、子供を育てている保護者の精神的な面からも、例えばストレス解消で汽車に乗っていくとか、そういうことの精神的なフォローもできるのではないかと質問をいたしましたら、当時、そのとおりですというふうにもおっしゃってありました。

ですから、やっぱり保育園の無償化と子育て給付金事業というのは違うのですよね、目的というのは、自分自身は考えておりますけれども、今は考えていないけれども、今後の状況で判断すると言うけれども、その見通しだって、正直言うと今後の状況というのは分からないわけですよね。このままいったら、ずっと流されていくのではないかなというふうに私は思います。町長が保育園の無償化をずっとやりたかったのだ、当時、保健福祉課長でしたから、やりたかったのだとおっしゃっていましたが、子供を育てることが地域みんなで支え合うのだという目的ですから、ぜひせめて、先ほども述べたように、保育園に入所されていない家庭の幼児に対して給付金の制度を復活してはというふうに思いますが、いかがでしょうか。伺って終わります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

いろいろ今無償化の部分で問題が起きているということは、以前から、ほかの議員からのご指摘もありましたので、それを最優先に私は今、改善するというか、格差というか、そういう言い方もされている方もおりますので、そこを最優先にやりたいと思っておりますし、あと私が基本的に思っているのは、町の予算の使い方の基本的な考えとして、やはり直接その具体的な内容に支援をしていきたい。例えば保育料を無料にしますよとか、そういう直接的な、例えば経済対策についてもそうなのですが、ただただフリーハンドの現金支給という形ではなくて、より明確なものに対する政策に対して町の貴重な財源を使っていきたいというのが基本的な考えなのです。

ですから、本当に何が困っていて、何に活用できるのかとか、やはりもっと具体的に用途を明確にするようなものであれば、私は積極的にそれは支援していきたいなと思っておりますが、なかなか自由に使えるという部分では、ほかに優先する事業があるのではないかと、そういう考え方を持っていますので、以前のときにも保育料を無償化というのはいきなり難しいにしても、一定程度段階的にでもいいから、例えば安くしていくとか、そういうのが私は本当は先なのではないかなというのが、担当のときには、実は正直言いますと思っていたというのが事実でございます。

今回、無償化にさせていただきましたので、その分のこれまでの子育て応援給付金につきましては、そちらの財源に回していただくと、そういう考え方で取りあえず政策の変換をさせていただいたということでございますので、鈴木議員が言っている部分については、また別な形での解決、何らかのいい方法が見つけれないか検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 町長は使途の明確化、では応援給付金は使途が明確になっていないのかというふうに返したいのですよ。でも、明確化していますよね。だから事業を議会が納得してスタートしたのだというふうに思うのですが、違いますか。私の考え、間違っていますか。

確かに保育園の無償化もすばらしいことですよ。でも、国の10月からののをあえて4月からと持ってきましたよね。それはもう本当に町長の現職時代からの自分の思いだったということも受け止めますけれども、聞いていけば、子育て給付金がそれでは当時の担当課においてスタートするのがおかしかったというふうにとれてしまうのですよ、そうなる。違いますか。私はそのようにとれてしまう。でも、結果として議会が賛成して取り組んだ事業ですよ。それを子育ての保護者の方々はやっぱり期待をしていたところをぜひご理解をいただいて、今後検討させていただきたい、研究はしないということなのだけれども、ぜひそういう方々の思いというのを受け止めていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。もう一度伺って終わります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 決して子育て応援給付金を否定するわけではなくて、当時皆さんの出した結論だと思っていますので、それはそれで当時皆さんが判断されたと思うのです。

ただ、私をご提案していたのは、またそれとはちょっと違って、同じ財源であっても、しっかり明確にお金が届くところに支援をしていく、そういう考え方を私は、貴重な財源ですので、ぜひそういう使い方をしていきたい。ただ、その中で今言ったような形で漏れている部分が出てきているのは事実で、それは認めざるを得ない状況でございますので、それについてはしっかり対応していきたい、そんなふう考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終了いたします。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、何点か質問させていただきます。

まず、第1点目ですけれども、塘路地区の観光事業に特別な経済対策を用意しているかについてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、標茶町の観光は大きな打撃を受けている。特に観光入り込み数、経済効果ともに本町観光の中心である塘路地区では、3月以降カヌーの予約キャンセルが相次ぎ、開店休業の状態が続いている。訪れる観光客も皆無で、自転車レンタルや飲食店、宿泊施設なども壊滅的な状態にある。各種事業を維持するための対策は当然として、この事態が終息した時点を見据えた戦略的な経済対策が急務と思うがどうか。

また、観光復活の第一波となるマイクロツーリズムブームでは、カヌーや自転車による湿原観光などへの関心が高まると言われているが、標茶町としてはどのように予測し、準備を進めるつもりか。塘路地区の観光関連事業をいち早く立て直し、第二波となる国内観光ブームに向けインフラを整備する考えはないか。

以上、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の塘路地区の観光事業に特別な経済対策を用意しているかのお尋ねにお答えいたします。

まず、第1点目の新型コロナウイルスの感染拡大が終息した時点を見据えた経済対策のお尋ねであります。夏は観光シーズン到来を告げる釧路湿原ノロッコ号が6月末まで運休、7月から9月までの指定席の発売が休止されているところであり、カヌー事業者においても4月以降のキャンセルが多数あることについては承知しているところでもあります。

国においては、2020年度第2次補正予算で自治体への臨時交付金を2兆円増額することについて、閣議決定をしたところではありますが、先ほど深見議員、鈴木議員にもお答えしたとおり、経済対策につきましては、今後の状況を見ながら対応してまいりたいと考えているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の標茶町としてどのように予測し、準備を進めるのかのお尋ねであります。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染が終息するまでは、3密を回避するための公共交通機関の利用を避け、地元や地域での観光旅行が主流になると考えているところでもあります。

昨年度新たに作成した観光パンフレット、観光プロモーション動画、ホームページでの告知力をアップし、効果的なPRに努めたいと考えております。釧路観光コンベンション協会により、屈斜路湖から釧路まで自転車とカヌーによるツアーの企画提案をいただいております。詳細につきましては今後になりますが、標茶町内の事業者とも連携しながら事業展開していくと聞いておりますので、全面的に協力していきたいと考えております。

標茶町独自の対応につきましては、事業者の意見を酌み取りながら検討している段階ですので、ご理解をお願いいたします。

3点目のインフラを整備する考えはないかのお尋ねであります。観光インフラ全般で申し上げますと、本年度策定予定の観光振興計画の中で整備方針を打ち出したいと考えております。

また、この間、整備要望などがあったものについて申し上げますと、昨年度より3か年計画でサルボ展望台、サルルン展望台のあるシラルトロ塘路線歩道の再整備を北海道で行っております。

塘路野営場の公衆トイレの洋式化工事についても、本年度、北海道において予定されております。

塘路駅前の展望台の改修を今年度当初予算に計上させていただいておりましたが、公園内のトイレの外壁も傷みが進んでいたことから、これらを含めて今後整備していきたいと考えているところでもあります。

国道391号線塘路橋については、橋床幅員の解消について令和3年度釧路総合開発期成会要望として上げております。

その他の施設、サルボ展望台、コッタロ湿原展望台、散策路の枝払い、キャンプ場のベンチ、コンロ等につきましては、計画的に改修をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、今回私が観光に関する復興事業というか、対策を塘路に絞り込んだ理由というのを若干説明します。

黒沼議員への答弁の中で、憩の家の宿泊客の9割は町外のお客さんであると強調しておられました。その点で言うと、その宿泊客の多くは、塘路とその周辺での観光を目的として標茶を訪れた方々です。これは過去の利用者アンケートや町全体の入り込み数を分析していただければ非常に分かりやすい。そういう意味で、塘路の観光というのは、標茶町内ではかなり突出していて、多和平にしても虹別地域にしても茅沼にしても、冬季の集客力という点で多くの問題を抱えていて、開店休業状態であったり、実際に冬期間休業するというような、そういった観光地が多い中で、塘路については、細々ではありますけれども、水産資源を生かした冬季観光というものがあるわけです。

そして、今話題になっている茅沼地区が世界的に誇れるような自然、大自然であるということがあるわけですが、そういう意味で言うと、釧路湿原の中心、それから原生の湿原の姿が残るコッタロ、湖沼群を見下ろすサルボ展望台、それに縄文文化の名残、それからアイヌ文化の名残、そういった自然景観だけではなくて、文化、それから漁業などが複雑に織りなす古くからの観光地です。その観光地が今どういう状況になっているかというのを、今回アンケート調査もされたということですが、アンケート調査以外に実際に現地の事業を営む方々と何か話はされていますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

カヌー事業者さんにつきましては、今のところまだ2社ですが、実際にお話をさせていただいているところであります。

それから、カヌー事業者の影響額につきましては、今回の実態調査の前にあらかじめ影響調査ということで、キャンセルの調査を行っているところであります。4月で108万600円、5月で229万7,500円ということで、合計6事業者のほうからキャンセルはこのぐらいだというふうには聞いているところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 影響額そのものを多いと感じるか少ないと感じるかということはありませんけれども、あったものがゼロになるということが数カ月をわたって続いた場合、その事業というのは維持していけるとお考えですか。

そして、その湿原観光の中心である事業がなくなったときに、塘路だけではなくて、この先整備を進めていく茅沼、それから多和平、そういったところの観光が成り立っていくのでしょうか。

最近、ひがし北海道自然美への道DMO、Destination Management Organizationという団体が、コロナ後の観光の方向性ということについて新聞でコメントを出しています。実際のところ、治療薬であるとか、それからワクチンであるとかの進捗状況によるのですけれども、まずは自宅から30分、1時間圏内の観光地に人はどんどん繰り出していくと、そういう状況を予想しているわけです。

まさに標茶で言うと塘路地区に、例えば釧路市であるとか、もうちょっと離れたところからでも、密になる環境を回避できる、それでいてリフレッシュできる場所ということで、塘路を訪れる人というのは増えるだろうと。公共交通機関を使わずとも楽しめる、そういうような、今もキーになっていますけれども、今後の標茶の観光に関して言うと、ここを立て直さずにどこかをというのは、実際は私はあり得ないのではないかなと思っています。

そういった意味で、今この現状、不透明さを考えるときに、財源も、それからマンパワーもここに一点集中していくべきではないかなと思っているのです。今、周辺の展望台、それから散策路等いろいろ整備、道でやっていただいたり、町でも整備を進めるということはありませんけれども、そこのところをもっとスピード感を持って、それから事業者さんからいろんなことをお伺いしながら、酌み取りながらとか、そんな悠長なことを言っている状態でもないと思うのですね。まず、直接対話したのかどうかということ、それが大事だと思っています。そして、一点集中でそこのところに財源もマンパワーも入れていかないと、ほかの観光地、成り立っていないと思うのですね。

そして、その際に、予算的なことでいっても、それからスピード感でいっても、ほかのところへの投資とか整備に対する意欲、それから金額等、今のお話の中に出た塘路との中にもあまりにも差があるのではないかなと思うのですが、それはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

非常にたくさんの部分でのご指摘、ご質問がありましたので、ちょっと全てに答え切れるかわからないのですが、冒頭のところでは、まず塘路地区の観光業者の減収のところのお話がありました。金額の多寡の判断は別として、それらが収入ゼロになったとき、それが数カ月続いたとき、持ちこたえられると思っているかどうかという、そういう質問でございました。

実際にカヌーの業者さんで言いますと、ハイシーズンがコロナの始まったときよりかは遅くて、ゴールデンウィーク前後ぐらいから本格化するのだろうというふうに、そういうふうに認識をしているところであります。そして、実際問題、お話を聞く中でも、次々と予約がキャンセルされている。それから、この先についても夏から秋にかけての修学旅行についてキャンセルされていて痛手が大きい、あるいは台湾からの団体客も今途絶えているということでもありますけれども、弱いながらもぼつぼつと予約が少しずつ入ってきているというお話も伺っております。

それらからすると、類瀬議員は数カ月続いたらというふうにおっしゃいましたけれども、今のところ一月、二月、三月というようなところかと思えますけれども、まず当座、町が用意した給付金あるいは融資制度、あるいは国、道の制度も使いながら運転資金を確保していただければ、一定程度持ちこたえられるのではないのかなというふうに考えてのこれまでの制度設計であります。

それから、塘路地区の重要性については、議員のご指摘同様に感じているところであります。歴史的にも、それから現時点で持っている自然環境等の優位性においても、多和平や、あるいはほかの場所と違いまして、非常に知名度も高く集客力、それから人を引きつける魅力、そう



いったものを持ち合わせているところであって、まさしく本町の観光振興上、一番大切なところだというふうに思っております。

そういったところで、ちょっと全て聞き取れなかった部分があるのですが、投資額についてちょっとあまりにも違い過ぎないかというような、そんなご質問だったように聞こえたのですが、殊さら塘路地区を対象に金額を少なくした、あるいはそういった意識でやっているわけではございません。

また、いろいろなソフト的な取組においても、黒沼議員からの質問にあったとおり、スガワラが河川氾濫で決壊をして発着場として使えない状況の中で、新たな場所というふうになったのですけれども、一部聞くところには、カヌー発着場の選択肢が多いことにこしたことはないけれども、ほかの場所でも代替性はあるのではないかというような話も聞こえてはいたのですが、ネットワーク、カヌー業者の団体の中でぜひ二本松橋周辺で置いてもらえると今後の営業活動はというようなお話もありまして、町としても要望を受けて積極的に動いてきて、今の状況になっているというところであります。

基本的な部分、塘路の観光資源としての位置づけをしっかりと持ちながら当たっていくというところについては、議員と考えが同じではないのかなと思っておりますので、これからも何かお気づきの点、ご指摘等賜れば幸いというふうに存じます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 基本的に塘路地区の重要性、観光の重要性という点では多分差がないのだと思います。

ただ、一方で、ほかの案件でほかの議員の質問で9億6,000万円も投じると。しかもそれを物すごく急いでやっていくという、そういった姿勢とこれから状況を見ながら、伺いながら、その大事な塘路地区について施策を立てていくのだということの差というのが、私は標茶町の観光振興全体を考えるならば、バランスが非常に悪いということを申し上げているわけで、ただ、そうではないのだと、塘路は重要なのだということを副町長は今おっしゃっていましたので、ということであれば、一部インフラの整備についても答弁いただいています、そういったものに関する整備のスピードを上げ、それからクオリティを上げ、そういったことを急いでぜひやっていただきたい。そして、今のところ一、二カ月、3カ月収入のない状態が続いているけれども何とかするのはという、そのことが最終的に、例えば廃業してしまって観光資源がなくなるというか、そういったことにならないように、ぜひ突っ込んだ、アンケートとかそういったことではなく、もっと突っ込んだ実態調査というものをしていただきたいなと思います。

現実にカヌーの業者さんのほうからは融資に関する相談などもいただきますし、不用の物件を売りたいが紹介してくれないとか、物すごく切実な相談があるのです。恐らくアンケートにはそういったことはないだろうと、そう思います。そこをよよく酌み取っていただいて、早急に塘路地区の観光の復活というのを、そういうものに着手していただきたいと、そういうことでこの質問については終わります。

次に、道道13号標茶中標津の通行止めによる経済活動への影響はないかについてです。

3月11日の大雨は、様々な水害を引き起こしました。中でも標茶町と中標津町を結ぶ道道13号線は、弥栄地区で深刻な路盤浸食が発生し、通行止めが続いています。復旧工事は8月いっぱいかかる見込みであることから、間もなく始まる1番草収穫への影響は避けられません。通行止め区間内にある草地への出入りは保障されているのか、また、迂回路である町道を通行する大型牧草収穫機と一般大型車両とのニアミスを防ぐ対策は講じられているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 2番、類瀬議員の国道13号中標津標茶線の通行止めによる経済活動の影響はないかのお尋ねにお答えいたします。

道道13号中標津標茶線につきましては、議員ご指摘のとおり、3月11日の大雨及び融雪による災害のため、現在も通行止めが続いておりますが、5月下旬より復旧工事に着手しており、工期は8月31日までとなっておりますので、早期完成に向け、工事を実施している状況と聞いております。

通行止めによる1番草収穫への影響につきましては、通行止め区間内に採草地を所有している農業事業者及び農作業を請け負う事業者から、影響を最小限とするために、要望の聴き取りを行い、道路管理者の北海道と協議をしております。通行止め区間の採草地への出入りについては、事前に作業日程を聴き取りし、通行止め規制のバリケード位置に交通誘導員を配置し、関係車両の通行に支障のないよう対策をしていただけることになっております。迂回路となっている町道弥栄8線につきましては、一般の通行車両に注意を促すため、農業用車両出入口に警戒標識の設置や、道道との交差点部の見通しを改善するために立木伐採を行っております。また、所管の警察からは、迂回路付近の安全対策のため、パトロールなどの巡視を強化することをお話をいただいております。関係機関のご協力も含め安全対策に配慮しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 酪農家の年間の作業スケジュールというのは、天候に多少左右はされるのですが、ほぼ固定しています。そういった意味で、今回3月11日にこういった災害が発生したということですから、もうその時点から今回私質問させていただいたことというのは発生が確定しております。工事の期間がどのぐらいになるかということはありませんけれども、そういった意味で今後も同様のことというのは、酪農を基幹産業とする標茶町のことでありますから、いつでも起こることでもあります。その点、酪農における様々な作業のスケジュール、いろんなことを、課が違うからということとかではなくて、しっかりと把握していただいて準備をしていただければ、農家の人が心配しているんなところに相談に駆け回るといような、そういったことは避けられるのではないかなと思いますので、今後もぜひ今回講じた対策を参考にして、1番草というのは農家にとって非常に経営を左右するような大切なものですから、その作業が円滑に行われるよう意を配していただければと思います。お答えは要りません。

続いて、最後の質問ですが、町有林を活用して酪農・畜産への支援と林業の活性化を両立すべき。

新型コロナウイルスの感染拡大による外食の自粛とインバウンドの減少が、和牛と交雑種の固体価格を押し下げている。和牛に関しては外国人観光客の需要が大きく、影響がいつまで続くか見通せないとも言われている。改めて言うまでもなく、畜産は標茶町の重要な産業です。したがって、現状の深刻さ、不透明さを勘案し、適切な支援策を講じるべきと考えます。

そこで、豊富な森林資源を有する標茶町の特徴を生かし、重要な生産資材であるおが粉の材料となるカラマツを無償提供する考えはないでしょうか。度々話題となっている風倒木を含む林班を中心に提供すれば、町有林の適正管理にもつながると思います。どうでしょうか。

肉用牛の個体価格下落は、交雑種を販売する多くの酪農家にも影響が及びます。安価なおが粉の供給は、酪農家への大きな支援にもなるわけです。他方、伐採や搬出、さらには補植により林業は活性化し、バイオマス発電所との原木争奪に不安を抱える木材加工業にとっても好材料となると思われます。酪農・畜産への支援として町有林を積極的に活用している近隣町村を倣う、そういった考えはありませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（発言席） 2番、類瀬議員の町有林を活用して酪農・畜産への支援と林業の活性化を両立すべきとの質問にお答えします。

町有林の風倒木の多くは点在している状況であり、集材、運搬して販売することで得られる収益よりもコストのほうが大きい。現状では風倒木を林内に放置している状況であります。

そこで風倒木を含む林班を中心に伐採して提供してはどうかのご提案ですが、基本的に民有林の施業については、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする森林経営計画に基づき、林班ごとの年次計画に沿って施業を行っているため、町有林の森林経営計画で定めている令和4年までは現在の計画に沿って森林整備を行っていくことと考えております。

議員ご提案のおが粉生産を行うための町内の状態についてですが、現在おが粉の製造を行っている町内の林産加工業者3社の昨年の年間生産量は約1万5,000立米、年間最大生産量は2万3,000立米であります。

仮に、この生産量の原材料を無料提供すると仮定した場合、カラマツ材で素材1立木当たりで3.8立米のおが粉が生産できますので、2万3,000立米のおが粉を作るために必要なカラマツ材は、年間で6,050立米の素材が必要となります。通常は素材から用材として使えない素材がパルプ材となりますが、無償提供する場合はパルプ材と用材を分けて提供することができないので、用材価格も考慮して素材の立米当たり単価と伐採、集材、運搬などの事業費を算出すると、素材1立米を提供するためにかかる費用は1万2,500円ほどの試算となります。町内でフル稼働して生産可能なおが粉生産量に必要な素材を提供するための費用と素材売払いで入るべき価格を合わせて無料提供するための事業費を算出すると、年間で7,562万5,000円となります。

一方、町有林のカラマツのパルプ材の売払い額から算出した立米当たりのおが粉生産に必要な原材料費相当額は400円ほどとなっておりますので、町内3社のおが粉の平均販売価格から試算すると12%程度、総額では931万5,000円の費用圧縮となります。

おが粉生産のための素材を無償提供した場合の費用対効果について試算すると、931万5,000円のコストを削減するために係る事業費は7,562万5,000円となるため、コストに対する効果は12%なので、極めて低い費用対効果となり、事業の圧縮が大きな課題と考えるところであります。

次に、町有林を積極的に活用している近隣町村を倣う考えはないかとお尋ねではありますが、釧路総合振興局管内の他町村のおが粉生産の事例では、厚岸町は町有林の間伐時等に発生する林地残材を有効活用するための取組として、地元の森林組合に林地残材を集材し、移動式のチップパーでおが粉に加工するという委託業務を行っております。林地残材で作られたおが粉は、厚岸町有機資源堆肥センターの水分調整材及び厚岸町営牧場の敷料として全量使用されていると伺っております。

なお、製造しているおが粉の規格が町内の農家の希望と合っていないため、民間では使用されておられません。

また、議員ご案内のとおり、平成31年4月施行された森林経営管理法に基づく私有地の整備について、今年度、意向調査業務委託を行う予定であり、その調査対象面積は6,800ヘクタールもの広大な面積なので、今後、町内の多くの私有林で整備が進められる見込みとなります。整備に伴い、間伐材等の流通量が増えることで、今まで以上に町内産のおが粉が流通することが期待されます。

いずれにいたしましても、基幹産業である酪農・畜産業のコスト軽減と林業の活性化については、本町にとって非常に重要な研究テーマでありますので、今回ご提案のあったおが粉生産を含め引き続き研究をしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、ただいまのご答弁に対するこれは感想ですけども、やらないということを前提にした数値というふうな部分もあるかと思えます。というのは、町内で流通しているおが粉の価格や原材料費等、今ここに示された数値とは随分乖離していると言えます。

まず、その点で伺いますけれども、今回に限らず、風倒木がもったいないではないかとか、町有林有効活用しなければどんどん倒れていくではないかという話、この1年にわたってずっと続いているのですが、その間に林業者あるいは加工業者さんとしっかりと話ししたことというのはありますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたしたいと思えます。

まず、風倒木の有効活用という部分ですが、まず森林組合さんのほうと釧路管内等の風倒木だとか、あと林地残材の活用の部分、意見交換してございます。

そういった中では、釧路管内では王子グループ、王子製紙グループが江別にあるバイオマスの発電施設用に移動式のチップパーを持っておりまして、自社の林地内で使わなくなったような林地残材等の回収運搬をやっていると。それ、釧路管内については試験的にやっているというようなことでございます。それ以外の民有林につきましては、やはり町有林と同じように、コ

ストに対する収益性が合わないというようなことでやっている事例はないということでございます。

業者との対話につきましては、実は今回ご質問をいただいて、その中でいろいろ聴き取り等をしたところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そうですか。民間の業者さんともお話をされたということであれば、私がお伺いした事業者さんはそういったお話をしていないということをおっしゃっていたので、そして加工業者は3社ということになっていますが、1社はもう何年も実際には機械を動かしていないという状態ですから、実質2社であります。

そういったところ少し食い違いがあったので、業者さんとお話ししているかどうかということを確認させていただいたわけですが、製材とパルプ材を分けることができないからそれだというお話ありますけれども、例えばパルプ材からおが粉を作る、1度びきか、2度びきか、粉碎かという規格の差はあるのですけれども、答弁の中では素材1立米から3.8立米、大体4倍近いものができるのだということですので、実際に工場では3立米を切ります。だから、その加工の程度というのが、答弁されている内容と、それから工場のほうで実際に出荷しているものというものが、もしかしたら違うかもしれないと思いますので、そういったところも今後、業者さんとよく話していただければよいかなとは思っています。でないと、あまりにも差があって、これ話のしようがないです。

そして、もう一点、風倒木に関していつもどおりのお答えをいただくわけですが、そもそも風倒木が発生したことによって、どれだけ町有林が損害を受けているかという、通常であれば、災害によっての被害額を算出しなければいけないのに、それをそもそもしていないから、林内に放置していいのだという、そういう発想につながるのではないかなとつい思ってしまうのですね、毎回同じお答えですから。

でも、実際には、業者さんと話すと、点在している風倒木の場所まで皆伐していけば、その間のルートが開けて、いろんな作業、搬出も含めて非常に簡単になるので、集材の経費というのは劇的に下がるのだと、そういう提案をされています。また、集材とか、そういうことに関して森林組合さんのことが出ていましたけれども、これ実際には加工業者さんも林業者として登録されているので、加工業者さん自体が集材作業、倒伐作業できるのですね。

ですから、そういった意味で、今回はとてもたくさんの数字を出していただいて、真剣に考えていただいたということ、それ自体は評価しますけれども、まずは町内のそういった関係の業種の方、そことよくお話をさせていただきたい。いろんな方法というのがそこから出てくる可能性というのがありますので、まずそれをやっていただきたい。

それと、ちょっとマニアックな話になりますけれども、おが粉と一言で言っても、先ほどもお話ししたとおり、いろんな処理方法があって、それによって値段とか、それから使用の方法というのは違ってきます。厚岸町の例を話していただいたのですけれども、要は、おが粉という使い方とパークの代替品という使い方があるのですね。パークの代替品として使うのであれば、チップ状のそういう素材で十分なのです。繰り返し使うのです。実際に標茶町育成牧

場に行っていただければ、それがよく分かります。そういったことの研究がもう少しされることによって、今、放置されている風倒木、間伐材、そういったものが有効に生きてきて、今回コロナウイルスの影響によって、この先どのぐらい影響が出てくるか分からない酪農・畜産の現場に少しでも有利な情報というか、条件を提供していただくよう、ぜひ前向きに取り組んでいただくようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員から最後のところで、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいという、そういうお話がありました。その部分で結論から申し上げますと、前向きに取り組んでまいる所存であります。

類瀬議員とは職員時代から、私が農林課長でいたときに育成牧場長でいらっしゃり、そのときに、おが粉の話も何度か教えてもらったことがあります。その当時から私自身も森林資源、それをおが粉という形で基幹産業のために使う、地域の中で資源を回すということの重要性について共感をしたところでもあります。現状、よその管内からガソリン、軽油をたいて運んでいる、そして高上がりにつく、そういったものを極力安く提供することができないかという、そんなお話をした記憶があります。

当時は農林課の立場で農業関係の方とも話をしたのですが、現状は違うかもしれませんが、当時は、おが粉を使う農家さんについては対象が限られている、あるいは既に仕入先が、先ほど議員がご指摘の2社なりだと思いますけれども、町内で確保しているところは確保している。そういったところで、なかなか継続的な需要が見込めない。それから、加工サイドのほうも度々私どもが言うております事業費、経費が相当かかってしまうというところの課題、そして業者も受入れに限界がある、そういったところでなかなか実現しなかったわけであります。

現状、加工業者1社についてはちょっと休んでおられるという、そういう議員のお話でありましたけれども、新たに機械を導入した業者さんもいるというふうに聞いておりますので、酪農、それから林産加工も含めて、業者さんの声を聞きながら、少しでも資材の地産地消についても検討したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私だけでなく、同僚の議員も1年間を通して、こういった町有林資源を酪農・畜産の現場にぜひ還元してほしい。特に、放っておくと朽ちてしまう、そういったものにも着目していただいて、酪農の生産資材として活用してほしいということ、本当に切にそう思っておりますので、そういった質問が始まってからもう1年たっているわけですが、なかなか進展が見えていないというもどかしさ、そういったものもありながら今回質問をさせていただいています。

特に、おがを主要な生産資材として使う肉用牛の生産農家に関しては、おが粉の価格が下がることというのは、物すごく大きな効果を生み出します。その点も検討、研究していただいて、今後、積極的に活用に取り組んでいただければということを書いて、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終了いたします。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時50分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。報告第5号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 報告第5号の内容についてご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、令和2年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、基礎課税額、介護納付金課税額の限度額の改正、軽減措置に係る5割及び2割軽減判定所得の算定に用いる加算額の変更による低所得者の保険料軽減措置の拡充などであります。

なお、本件につきましては、5月27日から29日に書面開催により行った標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第5号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料1ページの報告第5号資料①をお開きください。

改正項目1番、課税額で、条項は条例第2条第2項及び第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で課税限度額を引き上げるものです。第2項ただし書き中、基礎課税額については61万円を63万円に、第4項ただし書き中、介護納付金課税額については16万円を17万円にそれぞれ引き上げるものです。

施行は令和2年4月1日、適用は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目2番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条及び同条第2号並びに第3号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目1番の第2条における限度額の改正と同様に、基礎課税額の限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に改め、軽減措置に係る軽減判定所得の算定については、同条第2号の5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、同条第3号の2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものです。

施行及び適用は、改正項目1番と同じであります。

改正項目3番、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例と短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、条項は条例附則第4項及び第5項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設になります。

長期間にわたり利用されていない、かつ周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い低未利用土地等を譲渡した場合、譲渡所得から100万円を控除する課税の特例が租税特別措置法において創設されたことに伴い、その特例措置となる特別控除を国民健康保険税の課税の特例においても適用することとするもので、附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に低未利用土地等に該当する規定の「第35条の3第1項」を追加するものです。

施行については、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

以上で、報告第5号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。



◎報告第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。報告第6号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第6号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分でございます。

歳出につきましては、経費節約などにより不用額を生じるものについて、決算に近い形で減額補正を行うとともに、新たに追加の必要が生じたものについて措置をさせていただきました。

歳出の主な減額といたしましては、町有施設補修工事請負費1,434万1,000円、障害児施設措置費2,660万2,000円、新規就農者支援事業1,405万7,000円、標茶酪農再構補助金1,433万9,000円、除雪委託料2,221万3,000円などであります。

他会計への繰出しにつきましては、病院事業会計負担金で848万7,000円、同補助金で9,238万1,000円、後期高齢者医療特別会計で88万8,000円、下水道事業特別会計で850万円を減額し、一部事務組合では、川上郡衛生処理組合負担金40万3,000円を減額しております。

追加といたしましては財政調整基金積立金2億5,457万3,000円、減債基金積立金1億2,711万1,000円、町営住宅整備基金積立金で1,596万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳入につきましては、再精査をいたしまして、町税、地方交付税、各種譲与税・交付金、国・道支出金、財産収入、寄附金、地方債などの補正を行ったところであります。

その結果、補正額は2億865万3,000円の減額となり、最終予算総額は、119億2,064万5,000円となりました。

なお、地方債については、最終決定額に合わせ補正を行っております。

本件は、3月31日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程よろしくお願い申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

報告第6号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第9号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の令和元年度一般会計補正予算書によりご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第9号）

令和元年度標茶町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億865万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億2,064万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

28ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名新型コロナウイルス感染拡大防止事業。補正額ですが884万5,000円。4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染拡大防止事業、100万円の追加。6款農林水産業費、1項農業費、道営草地整備事業負担金(標茶南部地区)で1,875万円の追加。同じく、道営草地整備事業負担金(標茶西地区)で2,125万円の追加。10款教育費、6項保健体育費、学校臨時休業対策事業で32万9,000円とするものです。

次のページをお開きください。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的、1過疎対策事業、補正前の限度額5億8,230万円、標茶中学校防音事業から森林整備対策事業の計5,570万円を減額し、補正後の限度額を5億2,660万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

次に、2地域活性化事業、補正前の限度額ですが2億3,460万円から240万円を減額し、補正後の限度額を2億3,220万円とするものです。起債の方法以下につきましては補正前に同じであります。

次に、公営住宅建設事業、補正前の限度額2億2,870万円から1,360万円を減額し、補正後の限度額を2億1,510万円とするものです。起債の方法以下につきましては補正前に同じであります。

次に、4公共施設等適正管理推進事業です。補正前の限度額8,870万円から300万円を減額し、補正後の限度額を8,570万円とするものです。起債の方法以下につきましては補正前に同じであります。

次のページをお開きください。

5緊急防災・減災事業、補正前の限度額710万円から140万円を減額し、補正後の限度額を570万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

す。

7 災害援護資金貸付債250万円につきましては、皆減となっております。

合計では補正前の限度額13億1,113万4,000円から7,860万円を減額し、補正後の限度額を12億3,253万4,000円とするものです。

69ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額13億1,113万4,000円から、補正額7,860万円を減額し、補正後の額を12億3,253万4,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額121億1,662万6,000円から、補正額7,860万円を減額し、補正後の額を120億3,802万6,000円とするものです。

68ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

全体事業費並びに年割額に変更はありませんが、財源内訳の補正がありますので、内容をご説明いたします。

計で申し上げます。

4 款衛生費、2 項清掃費、事業名ですがマテリアルリサイクル推進施設整備事業（廃止焼却炉解体事業）、補正前の計でございますが、財源内訳で特定財源ですが、国道支出金6,105万円、地方債1億2,210万円、一般財源ゼロを補正後の財源内訳の特定財源ですが、国道支出金6,600万円、地方債1億1,710万円、一般財源を5万円とするものです。

以上で、報告第6号の内容の説明を終わらせていただきます。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時50分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地 誠 道

署名議員 1 1 番                      鴻 池 智 子

署名議員 1 番                      渡 邊 定 之

署名議員 2 番                      類 瀬 光 信

## 令和2年標茶町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和2年6月10日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 第 2 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第 4 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 6 報告第11号 継続費繰越計算書の調製について
- 第 7 議案第28号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 第 8 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第32号 工事請負契約の締結について  
議案第33号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第34号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第35号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第36号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第37号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第38号 令和2年度標茶町一般会計補正予算  
議案第39号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第40号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第41号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第17 議案第42号 農業委員会委員の任命について  
議案第43号 農業委員会委員の任命について  
議案第44号 農業委員会委員の任命について  
議案第45号 農業委員会委員の任命について  
議案第46号 農業委員会委員の任命について  
議案第47号 農業委員会委員の任命について  
議案第48号 農業委員会委員の任命について  
議案第49号 農業委員会委員の任命について

議案第50号 農業委員会委員の任命について  
議案第51号 農業委員会委員の任命について  
議案第52号 農業委員会委員の任命について  
議案第53号 農業委員会委員の任命について  
議案第54号 農業委員会委員の任命について  
議案第55号 農業委員会委員の任命について  
議案第56号 農業委員会委員の任命について  
議案第57号 農業委員会委員の任命について

第18 意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障等の実現に向けた意見書

第19 意見書案第4号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

第20 意見書案第5号 緊急に消費税5%減税の政治決断を求める意見書

第21 意見書案第6号 介護負担増計画の凍結を求める意見書

第22 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

追 加 議案第38号 令和2年度標茶町一般会計補正予算

議案第39号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第40号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第41号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算

（議案38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会報告）

追 加 議案第58号 令和2年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君	2番 類 瀬 光 信 君
3番 長 尾 式 宮 君	4番 松 下 哲 也 君
5番 熊 谷 善 行 君	6番 鈴 木 裕 美 君
8番 深 見 迪 君	9番 本 多 耕 平 君
10番 黒 沼 俊 幸 君	11番 鴻 池 智 子 君
12番 後 藤 勲 君	13番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤吉彦君
副町	長	牛崎康人君
総務課	長	齊藤正行君
企画財政課	長	武山正浩君
税務課	長	齋藤和伸君
管理課	長	村山裕次君
農林課	長	長野大介君
住民課	長	伊藤順司君
保健福祉課	長	石塚剛君
建設課	長	富原稔君
観光商工課	長	三船英之君
水道課	長	平間正通君
育成牧場	長	常陸勝敏君
病院事務	長	浅野隆生君
やすらぎ園	長	中島吾朗君
農委事務局	長	相撲浩信君
教育	長	島田哲男君
教委管理課	長	穂刈武人君
指導室	長	秋山豊君
社会教育課	長	服部重典君
中央公民館	長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐藤弘幸君
議事係	長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎報告第6号

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。報告第6号を議題といたします。  
本件については、昨日、内容の説明を受けていますので、審議に入ります。  
これより質疑を行います。  
はじめに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。  
深見君。

- 8番(深見 迪君) ちょっと聞きたいんですが、30ページの財調の積立金が支出になっていますが、これを積み立てて合計でいくらになりますか。

- 議長(菊地誠道君) 企画財政課長・武山君。

- 企画財政課長(武山正浩君) お答えいたしたいと思います。

質問の内容が、今回の積立金を追加して残高でいくらかということだと思んですけども、今回の財政調整基金積立金2億5,457万3,000円追加し、元年度末残高で16億9,536万4,000円ということでございます。

- 議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) なければ、第2条、繰越明許費の補正について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)



○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第6号は承認されました。

#### ◎報告第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。報告第7号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君）（登壇） 報告第7号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年3月10日に発生した自動車事故でございます。

デイサービスセンター利用者送迎のため、桜公住S-3入り口前で1名を乗車させ出入り口から出るため車両をバックさせたところ、後方に停車していた相手車両に気付かず接触したもので、幸いにもデイサービス利用者や運転手さらには相手車両にも怪我人はいないことから、物損事故として相手方との示談が成立し専決処分をしたところで。

なお、安全運行につきましては、引き続きより一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

以下、内容について議案説明資料とあわせご説明いたします。

議案7ページをお開きください。

報告第7号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページに移ります。

専決処分書（写）

令和2年3月10日発生 of 自動車事故について、これに対する損害を次のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 59万1,898円

2 相手方 川上郡標茶町字中多和原野9線22番地6 堀井健司

次に、議案説明資料により補足説明をいたします。議案説明資料5ページをお開きください。

発生年月日及び発生の状況ですが、令和2年3月10日デイサービスセンター利用者の送迎のため、桜公住S-3で利用者を1名乗車させ、乗車後、公住出入り口から出るため車両をバックさせたところ、後方で斜めに停車していた相手車両に気づかず、当方車両の後部を相手車両の右前方に接触させたものです。

この事故による過失割合につきましては、停車中の車両に接触したということで、町側が100%となりました。

専決処分の日は、令和2年4月27日であります。

以上で、報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 今、この説明資料で100%町側の責任とありますが、町側の車両保険等の保険対応はどうなっているのか、さらに、この資料の中で損害の賠償額のところに車両費等とありますけれども、等とはほかに何があったのですか。お聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

まず保険の内容なのですが、先ほども申しましたとおり、相手車両につきましては停車中ということで、過去の保険事例も停車中の車に接触したあるいは追突した場合は100ゼロという判例がほとんどでございまして、それに基づいた事例でございます。

また、保険の賠償金の59万1,898円の内容でございまして、修理費で41万6,898円、代車代ということで17万5,000円ということになっております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 保険の内容等にもよると思うんですけど、一般的にはおのおの保険の種類があると思うんですけど、停車している場合にこういう事故についてはまったく保険対応にならないというのがその保険内容なんですね。本町の入っている保険は、それと同時に、特定の保険の名前をだすべきではないと思うんですけど、A保険会社ですと保険内容によっては、代車等に対応するような保険もあるんですけど、今後そういう方向を考えるつもりはあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

この金額につきましては全て保険金で賄っておりまして保険対応ということでございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 今の説明でこの59万云々は、保険会社に払ったということですか。違いますよね。整備だしたところに払って、保険を対応して、保険で59万円払うというのはかなりの額だという気がするんですが、もう一度お聞きいたしますけれども、本町が入っている保険は停車中の車との事故の場合には保険対応になるんですか、ならないんですか。先ほどはならないとお聞きしたんですけど、そのような保険の内容に入っているわけですか。それと同時に59万1,000円というのは、もう一度繰り返しますけれど修理代と代車代が入っているといいましたけれども、常識的には保険で全部できると思うんですね。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） 全て保険で対応しております。41万6,898円の修理代、代車代については保険代から支払われています。

専決処分したのでこの分が保険会社から支払われているということでもあります。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

松下君。

○4番（松下哲也君） 関連ですけれども、町車両に対しての被害はなかったんですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） 17万258円ほど修理代がかかっております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） それはどのような対応で払ったというか、どのように処理したのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） これについても車両保険に入っておりますので、それで対応しております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

後藤君。

○12番（後藤 勲君） これを見る限り本当に単純な事故のように見えるんですけども、運転している人も適任だったのかどうかいまいちわからないんですけども、金額的なものはこれで処理できたと、けれども本人に対して町側としてその後どのような対応をしたのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

このような事案の場合ですね、事故報告があがりまして、懲戒審査委員会というものを開いて処分内容について検討していくということでもあります。

懲戒審査処分の処分基準については、国家公務員等の事例に準じて決めておりまして、このケース、道路交通法適用以外の地域、駐車場だということでありまして、そこから本人に対しては嚴重注意処分ということで決定しております。過日、本人に私のほうからきつく今後の反省、対策等を申し伝えながら注意書を交付しております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第7号は承認されました。

#### ◎報告第8号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。報告第8号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長(齋藤和伸君)(登壇) 報告第8号の内容についてご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和2年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、固定資産税、軽自動車税、税の徴収等において税制上の特例措置が講じられたことに伴い、規定の整備をするものであります。

報告第8号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次にページをお開きください。

専決処分書(写)

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料の6ページ、報告第8号資料①をお開きください。

報告第8号資料①

区分、固定資産税、改正項目1、読替規定で、関係条項は、附則第10条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、課税標準の特例に係る読替規定中において、新たに設けられた新型コロナウイルス感染症にかかる課税標準の特例の規定附則第61条と第62条を加えるもので、「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加えるものです。

施行につきましては、公布の日から施行することとし、公布された4月30日から施行いた

します。

以下の改正項目について、施行期日につきましては、同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

区分、固定資産税、改正項目 2、法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合で、関係条項は、附則第10条の 2、改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも令和 3 年 3 月 31 日までの期間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した事業用家屋及び構築物に対し、固定資産税が課税されることとなった年度から 3 年度分について課税標準の特例措置をするもので、次の 1 項を加えるものです。

13 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、ゼロとする。

区分、軽自動車税、改正項目 3、軽自動車税の環境性能割の非課税で関係条項は、条例附則第15条の 2、改正内容は、関係法令改正による規定の整理で、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を 6 カ月延長するもので、「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改めるものです。

区分、徴収猶予、改正項目 4、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続で関係条項は、条例附則第21条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る規定は、地方税法附則第59条で新たに規定されたところですが、条例で新たに規定するのは、申請手続に係る部分であります。徴収猶予の申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出について、通知を受けた日から条例第 9 条第 7 項で定める期間、本町については 20 日になりますが、この期間内に訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならないとするもので、附則に次の 1 条を加えるものです。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続)

第21条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第59条第 3 項において準用する法第15条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

以上で、報告第 8 号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○ 8 番（深見 迪君） 補正を含めて、国で決まったことがどんどんおりてきて、いちいち条例の一部改正をしなきゃならないですね。

二つほど聞きたいんですけど、この場合、どれでもいいんですけど、申請書というのは本人の申告によるものなのか、あるいは該当しているかなと思うところにこちらから配る準備はあるのか、それが一つと、それからコロナが終息した段階でこの条例はどうなるのかというこの 2 点についてお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） まず 1 点目の申請手続につきましては、基本的については広

報、町のホームページ等で周知を図っているほか、納税相談のときにアナウンスもしております。基本的に対象者にピンポイントで書類を送ったりということはしていません。あくまで広報、ホームページでの周知と納税相談の中で対応するという形をとっております。

あと今回のコロナウイルスの申請の取扱いにつきましては、令和2年度分のみの取扱いということで改正をしております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 下のほうから聞きますけど、3年度になったらこれは消えるということですか。

10万円の給付の時もこれ本当にもらえるのかという……それで総務のほうの町民との繋がりが非常に強くて、頑張っかなり効率よく行き渡っているんですけど、これ漏れる心配はないですか。僕はすごく心配しているんですよ。周知は広報と納税相談のときということなので。せっかくいただけるものが漏れる心配はないのかこの2点について聞きたい。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） まず令和3年度以降はないのかというご質問についてなのですが、これにつきましてはまだ国のほうから何も示しは受けていない状態なんですけど、終息の度合いによって国のほうがどう判断するかということになってくるかと思えます。

知らない者がいたらどうかということにつきましては、昨日の道新につきましても、道税のほうの猶予が1,500件超すという新聞報道がございましたが、本町の取扱いにつきましても、日頃の納税相談の中でも積極的に周知を図っているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第8号は承認されました。

#### ◎報告第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第9号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第9号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分であります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（4月7日閣議決定）を受け、小学校等の臨時休校等により、新型コロナウイルスの影響を受けた子育て世代への支援として「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給事業、また、同経済対策（4月20日変更の閣議決定）により、全国すべての人々への新たな給付金として特別定額給付金事業を実施することとされたことに伴う経費の補正でございます。

内容でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金910万円を含む事業費962万6,000円、特別定額給付金7億5,000万円を含む事業費7億5,900万円の増額でございます。

なお、本件は、4月30日をもって専決処分させていただきました。

ご承認の程、よろしくお願ひ申し上げるものでございます。

議案書の12ページをお開きください。

報告第9号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第2号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の令和2年度一般会計補正予算書によりご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,620万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億7,294万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

以上で、報告第9号の内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） これ、町長の行政報告でしたっけ、特別定額給付金がここまでいってますよという報告しましたよね。2割切るくらいが残っていると。今後の手立てとか困難さとか、どこで詰まっているのか、その点をお知らせいただけますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 今回の特別定額給付金の関係でございますが、本町においては、総務課、それから企画財政課、住民課、保健福祉課の4課が共同で行っておりまして、総務課が中心となっておりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

町長の行政報告にもありましたが、今週の月曜日の振込み完了時点で、対象世帯3,669世帯のうち3,400世帯が振込み終わりました。率でいきますと92%の方々に振込を完了しております。額でいきますと7億110万円の振込みが完了しております。あと269世帯が残っています。今週、一定程度、申請を受け付けて完了しましたら、ピンポイントで未申請の方々にお手紙を送ろうと思っております。申請期限が8月14日まで、3カ月間と決まっております。1番気にしているのが、知らないでお金もらえなくなっちゃったという、なかなか期限については皆さんわかっていない方もいらっしゃると思いますので、そういった知らないでもらえなくなったということがないようにピンポイントでお手紙を送ろうと準備をしております。かなりどういった方がというのをわかっておりますので、例えば老人施設に入られている方がご本人が申請できないケースも想定されていますので、その辺は介護保険係から各施設に対して、できるだけお手伝いをしてほしいというような協力の依頼文書も当初に送っておりますので、そういった未申請の方がないように、こちらで啓発活動、広報等にも載せておりますけれども、あらゆる手立てを講じながら、未申請がないように努めていきたいと考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ただいまのご答弁の中に未申請の世帯が269世帯となっておりますが、このうち町職員は大体どのくらいの世帯数になっておりますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） わかりません。数えていませんので町職員がどの程度残っているのかというのは正確な数字は調べておりません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） わからないということでもいいんですけれども、各職場に申請が集中しているので、あわてて申請をしないようにという、そういった通知がいつているという点とそれから管理職を集めた席で同様の発言がされているという点で、暗にコロナウイルス感染拡大による、あんまり影響が少ないんだからということ職員にそんたくさせるような、そういったことがあったのではないかとちょっと心配なものですから、それで269世帯のうち町職員がどれくらいの割合かということをお聞きしています。キーワーカーとなる方にも同じようなそういう連絡がされているということで、誤解もあるかもしれませんし、どういっ



た受け止め方をするかというのもありますけれども、もしこの269世帯のうち大部分が町職員だったりとかそんなことがないように、きちんと状況を把握するべきだと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 職員の特別定額給付金の申請につきましては、5月1日に開催した課長等会議、5月8日、5月19日、5月22日には庁内ネットワークパソコンで職員の方々にお願いということで掲載しております。まずは町民の方々に1日でも早く給付金を届けたいということを理由にお願いしております。

今回の給付金につきましては準備期間も短く、申請書を送ってから申請が殺到するのではないということもありまして、なかなか想定ができない中でスタートしたところでございました。

また、役場に申請書をもった方々が大勢くるということになるとうと3密の状況になりますから、今回の特別定額給付金は国のほうからも非接触型の申請でやりなさいというのが基本でございました。普段、なかなか書き慣れない書類に自分で書くというのは大変な作業になりますので、開発センターにて臨時窓口を開設したということもあります。そういった、当初は混乱するのではないか、報道では1日でも早くというのが各市町村の競争のような報道もありましたので、そういったことも懸念して職員の方につきましては少し落ち着いてから申請をしてほしいという、あくまでもお願いという形の中で、要請をしてきたところでございます。ただ、議員ご指摘のとおり、職員も町民でございます。経済状況も様々ではありますので、実際に申請された職員もいます。そういった方々については、申請された職員だけ給付しないというのは行政手続き上、まずいことですので、申請された職員については町民の方と一緒に振込みをさせていただいております。

そういった職員のご協力もありまして、当初は5月29日に振り込む予定でしたが、3日間の前倒しを行いまして、5月26日に振り込みを約7割程度、2,515世帯について振り込みを行ったところでございます。

当初、私の説明が十分でなく、大変ご迷惑おかけした点は謝罪いたしますが、そういった考えにより職員の方々についてお待ちいただくようお願い申し上げたという経過でございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） わかりました。ただ、皆さんもご存じのとおり、3月11日コロナの感染拡大するさなかでも町の職員は災害の現場にどんどん出ていかなければいけない、それから先日、5月9日の山火事の際でもシューターを背負って、延焼地域に出ていかなければならない、そういう意味で一般的に言われている医療関係者、介護施設とか保育士とか、そういったキーワーカーといわれる方々以外の町職員全てがですね、窓口業務を含めて、常にコロナの感染の危機を感じながら、複合災害にも対応しているわけですから、そういった方々が町職員だから、コロナでの影響が少ないんだからというようなことで待たされている誤解を持たれないように、キーワーカーとなる方々だけでなく町職員全体の心身のケアと今後も長い闘いが続いていくわけなので、そこらへんですね、十分に気を使っていたきた

いと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 職員に対するお気遣いをいただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

ご指摘のとおり職員も町民であり、また医療職に限らず最前線でリスクと正面から向き合って業務をしなければいけない。そんな中でこれまでの対策の中でも職場の中で職員の安全対策はどうするんだという切実な声も聞こえておりますが、ただ我々、行政職員として町民の安全安心な生活を守らなければいけない、そのためにできる限りのことをするので頑張っ

てほしいということでやってまいりました。  
今回の給付金に関しましては、一部誤解といたしますか、取り方が様々だったというところがあるかと思いますが、それは先ほど総務課長が答弁したとおり、一刻も早く一人でも多くの町民の方に国のこの貴重な10万円を届けたい、通知をだした段階ではどんなことが起きるか、どんな申請書がくるか、ご承知のとおりほかの自治体においては申請書の処理、さばきの段階で非常に渋滞をして遅れをとったという自治体もあるということでありまして、そういうことから、その時の懸念は間違いではなかったというふうに思っているのですが、そういう想定の中で目的を達成するために職員の方については少し待っていただけないかというお知らせをしたところであります。

職員については5月29日の振込みの後、6月に入ってから第1弾の振込みに間に合わせるように頑張っ

て処理するので大至急出してくれという、そういった類いのお知らせをしてかなりの方が申請をしたのではないかなというふうに思っているところであります。  
類瀬議員ご指摘の心配のところはこの先いつまで続くかわからないこのこと、あるいは従来からある行政課題含めて全ての職員がまさしくワンチームとなって取り組んでいかなければならない、そういう時期でありますので様々な場面を通じて、結束についてあるいはこの先の業務対応についてですね、私のほうから情報を発信していきたいと考えておりますのでよろしくお願

いしたいと思いますと思います。  
○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第9号は承認されました。

◎報告第10号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。報告第10号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 報告第10号、繰越明許費繰越計算書の調製について  
令和元年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法  
施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページをご覧ください。

令和元年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書でございます。

まず一般会計でございます。3款民生費、2項児童福祉費、事業名は新型コロナウイルス  
感染拡大防止事業、金額900万円。翌年度繰越額884万5,000円、財源内訳ですが、国道支出金  
884万5,000円、一般財源はゼロです。

次に4款衛生費、1項保健衛生費、事業名新型コロナウイルス感染拡大防止事業、金額100  
万円。翌年度繰越額100万円、財源内訳ですが、国道支出金100万円、一般財源はゼロです。

次に6款農林水産業費、1項農業費、事業名道営草地整備事業負担金(標茶西地区)、金額  
4,032万5,000円。翌年度繰越額2,125万円、財源内訳ですが、一般財源で2,125万円。同じく  
道営草地整備事業負担金(標茶南部地区)、金額2,717万5,000円。翌年度繰越額1,875万円、  
財源内訳ですが、一般財源で1,875万円。

次に8款土木費、4項住宅費、事業名町営住宅建設事業、金額2億8,741万9,000円。翌年  
度繰越額1億1,003万円、財源内訳ですが、国道支出金5,295万円、地方債5,240万円、一般財  
源468万円。

次に10款教育費、6項保健体育費、事業名学校臨時休業対策事業、金額32万9,000円。翌年  
度繰越額32万9,000円、財源内訳ですが、国道支出金24万7,000円、一般財源で8万2,000円  
でございます。

合計では、金額3億6,524万8,000円、翌年度繰越額1億6,020万4,000円、財源内訳ですが、  
国道支出金6,279万5,000円、地方債5,240万円、一般財源4,476万2,000円でございます。

次に簡易水道事業特別会計、2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名道営農地  
整備事業負担金、金額9,270万円。翌年度繰越額4,138万8,000円、財源内訳ですが既収入特定  
財源で8万8,000円、地方債4,130万円、一般財源ゼロでございます。

合計では、金額9,270万円、翌年度繰越額4,138万8,000円、財源内訳ですが既収入特定財源  
で8万8,000円、地方債4,130万円、一般財源ゼロでございます。

調製につきましては、令和2年5月31日でございます。

以上で、報告第10号の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第10号を終了いたします。

#### ◎報告第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。報告第11号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 報告第11号についてご説明いたします。

本件は、平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算で議決をいただきました継続費の繰越計算書でございます。

本件は、標茶終末処理場の曝気装置の更新工事で、令和元年第2回定例会において、日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の議決をいただいたもので、更新する曝気装置の入札不調により工事着手までに時間を要したことにより、令和元年度予定の出来高に達しないため、予算の定めるところにより令和2年度に繰り越して使用するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第11号 継続費繰越計算書の調製について

令和元年度標茶町下水道事業特別会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次のページをごらんください。

令和元年度標茶町下水道事業特別会計継続費繰越計算書

2款、1項公共下水道事業費、事業名公共下水道事業、継続費の総額3,200万円、令和元年度継続費予算現額3,200万円、支出済額及び支出見込額ゼロ円、残額3,200万円、翌年度繰越額3,200万円、財源内訳は繰越金ゼロ円、特定財源の国道支出金1,760万円、地方債1,440万円、その他ゼロ円です。

調製につきましては、令和2年5月31日です。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

以上で、報告第11号を終了いたします。

◎議案第28号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第28号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君）（登壇） 議案第28号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年4月10日発生の事故であります。茶安別方向から道道厚岸標茶線を走行し帰庁していたところ、きぬた橋交差点の信号が赤に変わったため停止しようとブレーキを踏んだ際、誤ってアクセルを踏んでしまい、停車中の相手方車両に追突したものです。この事故による、相手方との損害賠償額について和解をすべく議決を求めるものがあります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案18ページをお開きください。

議案第28号 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議決を求めるものです。

- 1 損害賠償額 32万9,769円
- 2 相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目383番地  
株式会社富士薬品 代表取締役社長 高柳昌幸

次に、議案説明資料により補足説明いたします。

議案説明資料10ページをお開きください。

発生年月日及び状況等ですが、令和2年4月10日午後1時25分頃、茶安別公民館から帰庁するため道道厚岸標茶線を走行中、きぬた橋交差点の信号が赤に変わったため、アクセルを緩め停止しようとブレーキを踏んだ時にブレーキペダルをかすりアクセルペダルを踏んでしまい、加速して前方の車両に追突したものです。

過失割合につきましては、停車中の車への追突でありますので町が100%となりました。

以上で、議案第28号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案可決されました。

◎議案第29号

○議長(菊地誠道君) 日程第8。議案第29号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長(富原 稔君)(登壇) 議案第29号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案19ページ、資料11ページをご覧ください。

議案第29号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的、令和元年度桜南町営住宅建替事業(M-10号棟)建築主体工事です。契約金額は6,017万円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は、川上郡標茶町常盤9丁目35番地、有限会社村山建設、代表取締役 村山晃樹です。

資料へ参ります。

工事概要は、新築工事で木造平屋建1棟4戸、298.46平方メートルです。工事場所は桜7丁目です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、有限会社村山建設、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の8社で入札を行った結果、1回で落札しました。入札執行日は令和2年5月26日です。竣工予定日は令和2年12月4日です。新規、継続の別は新規です。備考といたしまして予定価格6,120万円4,000円で事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案可決されました。

### ◎議案第30号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。議案第30号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長(富原 稔君)(登壇) 議案第30号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めらるるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案20ページ、資料12ページをご覧ください。

議案第30号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、令和2年度川上団地町営住宅K-4号棟住環境改善事業建築主体工事です。

契約金額は1億1,514万8,000円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役 星 光彦です。

資料へ参ります。

工事概要は、改築工事で鉄筋コンクリート造3階建、1棟12戸、895.62平方メートルです。工事場所は川上5丁目です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、有限会社村山建設、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の8社で入札を行った結果、1回で落札しました。入札執行日は令和2年5月26日です。竣工予定日は令和2年12月4日です。新規、継続の別は新規です。備考といたしまして予定価格1億1,690万8,000円で事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案可決されました。

#### ◎議案第31号

○議長(菊地誠道君) 日程第10。議案第31号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案21ページ及び資料13ページをご覧ください。まず、議案書よりご説明いたします。

議案第31号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町マテリアルリサイクル推進施設建設工事です。契約金額は、7,535万円です。契約の方法は、指名競争入札です。契約の相手方は、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿です。

資料へ参ります。

工事概要は、ストックヤード施設、鉄骨造建物・延床面積240.50平方メートル、ストック対象物につきましては、びん類97.50平方メートル、ペットボトル圧縮物・牛乳パック・生きびん143平方メートルでございます。工事場所は、開運9丁目21番地です。

指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、有限会社村山建設、葵建設株式会社、宮脇土建株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社の8社で入札を行った結果、1回で落札しました。入札執行日は、令和2年5月26日です。竣工予定日は、令和3年3月19日です。新規・継続の別は、新規です。備考といたしま



して、予定価格7,725万3,000円で、事前公表を実施しております。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案可決されました。

#### ◎議案第32号ないし議案第33号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。議案第32号、議案第33号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨及び内容について、ご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めらるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案22ページ、資料14ページをご覧ください。まず議案書より説明いたします。

議案第32号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町防災行政無線(デジタル化)施設整備工事その1です。契約金額は1億4,630万円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は、釧路市星が浦大通1丁目7番1号、サンエス・笹野特定建設工事共同企業体、代表取締役社長 宮田昌利です。

続きまして資料により補足説明をさせていただきます。14ページをお開きください。

工事概要は、防災行政無線設備のデジタル化整備に係る統制局及び基地局の整備。また、戸別受信機全戸配付に係る受信機整備及び屋外アンテナ設置工事です。工事場所は標茶町内一円でございます。

指名業者の状況ですが、北電工業株式会社、サンエス・笹野特定建設工事共同企業体、高部・ささき特定建設工事共同企業体の3社で入札を行った結果、1回で落札しました。入札執行日は令和2年6月1日です。竣工予定日は令和3年3月31日です。新規、継続の別は新規でございます。備考といたしまして、予定価格1億4,813万4,800円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

続きまして議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案23ページ、議案説明資料15ページをご覧ください。まず議案書より説明いたします。

議案第32号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶町防災行政無線(デジタル化)施設整備工事その2です。契約金額は1億3,717万円です。契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は、標津郡中標津町共立1番地11、高部・ささき特定建設工事共同企業体、代表取締役 高部英男でございます。

続きまして、議案説明資料で補足説明させていただきます。15ページをお開きください。

工事概要は、防災行政無線設備のデジタル化整備に係る統制局及び基地局の整備。また、戸別受信機全戸配付に係る受信機整備及び屋外アンテナ設置工事でございます。工事場所は標茶町内一円でございます。

指名業者の状況でございますが、北電工業株式会社、サンエス・笹野特定建設工事共同企業体、高部・ささき特定建設工事共同企業体の3社で入札を行った結果、1回で落札しました。入札執行日は令和2年6月1日です。竣工予定日は令和3年3月31日です。新規、継続の別は新規でございます。備考といたしまして、予定価格1億3,864万700円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○3番(長尾式宮君) 議案第32号、33号ともになんですけれども、工事概要の中で受信機を全戸配付するということですから、端的に確認なんですけれども、各家庭にデジタルの受信機、要はラジオみたいなものを配付して設置してもらうということでしょうか。

○議長(菊地誠道君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) お答えいたしたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、ラジオのような戸別受信機を各家庭に配布するというのは今回の大きなテーマの一つでございます。ただ、その際に受信状況を確認しながらでございますので、

設計の段階で設計業者に町内がデジタル化になったときの受信状況を調査して、大丈夫だということなんですけれども、実際に家の中で測定したわけではございません。付近の道路で車にて受信状況を把握した部分もございます。実際に受信機を開封したところ、やはり受信状況が悪いというの也有りますので、おおむね現在、配付世帯の10%程度については受信状況が悪いことが想定されていますので、そこには個別の簡易的なアンテナを家につけてもらうことも工事の中に含まさっていますので、そういった受信状況を確認しながら整備をしていきたいということで予定しているところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括で採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定して、ご異議ござひませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、議案第33号は原案可決されました。

#### ◎議案第34号

○議長（菊地誠道君） 日程第12。議案第34号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第34号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点において、被用者である国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給することにより、感染したことなどによって労務に服することができない場合に、休みやすい環境を整備する必要があることから条例改正を提案するものでござひます。

なお、本案につきましては、5月27日から5月29日にかけて書面により開催しました標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただひておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の24ページ及び議案説明資料16ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第34号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをご覧ください。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

本改正につきましては、第7条の2の次に傷病手当金の支給に関する3条文を新たに加える改正でございます。

条文の内容でございますが、第7条の3第1項につきましては、傷病手当金を支給する場合の対象者及び支給要件を規定するものです。第2項につきましては、支給額を規定したものであり、第3項につきましては、支給期間の終期を定めております。

第7条の4及び第7条の5につきましては、傷病手当金の支給額を調整する場合があることから、その内容について規定しているものです。

改正文に移ります。25ページです。

第4章中第7条の2の次に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第7条の3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3カ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第7条の4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条の5 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。

ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により標茶町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則としまして、

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条の3から第7条の5までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定めるまでの間に属する場合に適用する。この場合において、傷病手当金の支給期間は、同日までとするというものでございます。

以上で、議案第34号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案可決されました。

◎議案第35号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。議案第35号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨にのっとり、国保加入者への医療費の歳出に応じた保険税の負担を求めるとともに、保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び資産割、応益割の被保険者均等割及び世帯別平等割をもって国民健康保険事業会計の健全化を図るものであります。

平成30年度からスタートした都道府県化により、被保険者の皆様から頂いた保険税につきましては納付金という形で北海道に納入することとなり、また、決算補填等の目的の法定外繰入等の解消、赤字の解消が困難な市町村は6年以内に計画的・段階的に赤字を解消することとされ、本町におきましては、平成29年度から法定外の繰入金の段階的な解消を目指し、取り組んでいるところでございます。

税率の改正につきましては、激変緩和と赤字解消のために税を引き上げる市町村の上昇率が乖離しないよう、赤字解消のための保険税の引き上げを2%以内とすることを北海道が示したことを受け、2%の上昇率を考慮しながら、所得金額300万円世帯における負担増を7,500円程度の上昇に抑えた改正内容としております。

また、北海道の標準保険料率の算定が3方式で行われていることから、資産割の解消もあわせた税率改正の計画をたて、進めているところでございます。

なお、本案につきましては、5月27日から29日に書面により行った標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第35号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

説明資料18ページ、議案第35号資料①をお開きください。

改正項目1番、国民健康保険の被保険者に係る所得割額で、条項は条例第3条第1項、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の所得割額の税率を100分の4.56から100分の4.93に引き上げるものです。

施行は公布の日、適用は令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以下、改正項目について、施行日及び適用につきましては同じとなりますので、説明を省略させていただきます。

改正項目2番、国民健康保険の被保険者に係る資産割額で、条項は条例第4条、改正内容

は、税率の改正で、基礎課税額分の資産割額の税率を100分の17.6から100分の15.4に引き下げるものです。

改正項目3番、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額で、条項は条例第5条、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の被保険者一人分の均等割額を2万3,000円から2万4,000円に引き上げるものです。

改正項目4番、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第5条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、基礎課税額分の一世帯分の平等割額について、第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、2万4,000円を2万3,500円に、第2号、特定世帯は、1万2,000円を1万1,750円に、第3号、特定継続世帯は、1万8,000円を1万7,625円に引き下げるものです。

改正項目5番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、条項は条例第6条、改正内容は、税率の改正で、所得割額の税率を100分の2.42から100分の2.43に引き上げるものです。

改正項目6番、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、条項は条例第7条の2第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、一世帯分の平等割額について、第1号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で、8,000円を7,500円に、第2号、特定世帯は、4,000円を3,750円に、第3号、特定継続世帯は、6,000円を5,625円に引き下げるものです。

改正項目7番、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額で、条項は条例第9条の2、改正内容は、税率の改正で、一世帯分の平等割額を1万円から9,500円に引き下げるものです。

改正項目8番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条第1号から第3号、改正内容は、税率の改正で、第1号は7割減額の減額額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は1万6,100円を1万6,800円に引き上げ、イの基礎課税額分の世界別平等割額は（ア）、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、1万6,800円を1万6,450円に、（イ）、特定世帯は、8,400円を8,225円に、（ウ）、特定継続世帯は、1万2,600円を1万2,337円に引き下げ、エの後期高齢者支援金等課税額分の世界別平等割額は（ア）、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は5,600円を5,250円に、（イ）、特定世帯は、2,800円を2,625円に、（ウ）、特定継続世帯は、4,200円を3,937円に引き下げ、カの介護納付金課税の世界別平等割額は、7,000円を6,650円に引き下げるものです。

第2号は5割減額の減額額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は1万1,500円を1万2,000円に引き上げ、イの基礎課税額分の世界別平等割額は（ア）、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万2,000円を1万1,750円に、（イ）、特定世帯は、6,000円を5,875円に、（ウ）、特定継続世帯は、9,000円を8,812円に引き下げ、エの後期高齢者支援金等課税額分の世界別平等割額は（ア）、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、4,000円を3,750円に、（イ）、特定世帯は、2,000円を1,875円に、（ウ）、特定継続世帯は、3,000円を2,812円に引き下げ、カの介護納付金課税の世界別平等割額は、5,000円を4,750円に引き下げるものです。

第3号は2割減額の減額額の規定で、アの基礎課税額分の被保険者均等割額は、4,600円を

4,800円に引き上げ、イの基礎課税額分の世帯別平等割額は（ア）、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、4,800円を4,700円に、（イ）、特定世帯は、2,400円を2,350円に、（ウ）、特定継続世帯は、3,600円を3,525円に引き下げ、エの後期高齢者支援金等課税額分の世帯別平等割額は（ア）、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は、1,600円を1,500円に、（イ）、特定世帯は、800円を750円に、（ウ）、特定継続世帯は、1,200円を1,125円に引き下げ、カの介護納付金課税の世帯別平等割額は、2,000円を1,900円に引き下げるものです。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第35号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 非常に細かく数字がでてくるので、減額のほうは総体的に減になるのかなというふうに思うのですが、私が気になっているのは、以前から主張していた、均等割が1,000円上がるということになっていきますよね。これは3人世帯だったら3,000円の値上げになるということでもいいですね。この値上げした理由をまず一つ聞きたいということと、このことによって、国保の収入増は標茶の場合どのくらいになりますか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

今回の改正につきましては、均等割を1,000円上げております。それにあわせて平等割のほうは1,500円減額しております。応益部分で見ますと、あわせて500円の減額というふうになります。応益割合の中の均等割と平等割の割合につきましては、旧国民健康保険法施行令の中で35対15という取り決めがありまして、平成29年8月に策定されました北海道の国民健康保険法の運営方針におきましても、標準保険料率の設定においてはこの35対15を準用するという形で、方針が策定されております。

30年度からにつきましては、この政令上の規定は削除されたわけなんですけど、運営方針の中では、まだこの規定は生きてございます。方針自体は3年に1回見直しということで、来年の4月からまた新たな運営方針が策定されるわけなんですけど、今のところは本町におきましても、この35対15という規定に基づきまして、今回、被保険者均等割を上げて平等割を下げるという形で進めております。

それと、今回の試算なんですけど、試算結果と収納見込みを加味しまして、改正前の令和元年度の税率では、収納見込みは3億228万8,000円、改正後の税率では3億737万2,000円で508万4,000円の増額、率にして1.68%増額となる見込みでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 平等割、応益割はこれだけ減になりますよというお話だったんです



が、しかし、均等割は確実に1,000円上がるわけで、家族が多ければ多いほどこれは負担増になるということよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案可決されました。

#### ◎議案第36号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。議案第36号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第36号、標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、被用者である後期高齢者医療保険の被保険者に対する傷病手当金の支給に関する規定が追加されたことから、関係条文における条例改正を提案するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の31ページ及び議案説明資料28ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第36号 標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について 標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをご覧ください。

標茶町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

標茶町後期高齢者医療に関する条例（平成20年標茶町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、本町において行う事務が規定されており、今般、北海道後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例が改正され、新たに傷病手当金の支給に係る規定が設けられたことにより、本町において当該事務を追加する必要が生じたことから、その内容を整理するものでございます。

改正文に移ります。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の受付附則としまして、

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

#### ◎議案第37号

○議長（菊地誠道君） 日程第15。議案第37号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する

厚生労働省令が施行されたことに伴い所要の改正をするものでございます。

内容といたしましては、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、これまでの、都道府県、政令市に加え、中核市の長においても認定資格研修を実施できるよう改正するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書33ページ、議案説明資料29ページをお開きください。

議案第37号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページに参ります。

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加えるというものでございます。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用するというものでございます。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第38号ないし議案第41号

○議長（菊地誠道君） 日程第16。議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号を一括議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第3号）であります。

国の令和2年度補正予算（4月7日閣議決定）により創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け、本町においても実施計画を策定し、それぞれの事業に要する経費と町有施設整備などに資するため、歳入歳出それぞれ8,171万5,000円を追加し、総額を129億5,466万3,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による必要物品ストック事業1,806万1,000円、同交付金による新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業2,520万円、同交付金による病院会計への繰出金1,156万7,000円、交付金事業以外で新型コロナウイルス感染症対策商品券補助金（旧商工団体補助金）460万円、農業用排水維持補修事業950万円などを計上いたしました。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,171万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億5,466万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名、標茶中学校講堂防音事業。補正前の総額、5億9,287万8,000円、年割額ですが、2年度1億773万1,000円、3年度4億8,514万7,000円を補正後の総額5億9,315万3,000円、年割額ですが、2年度1億773万1,000円、3年度4億8,542万2,000円とするものです。

17ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名、標茶中学校講堂防音事業。全体計画の計で申し上げます。補正前、年割額5億9,287万8,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億6,600万2,000円、地方債2億2,680万円、一般財源7万6,000円。当該年度支出予定額1億773万1,000円、当該年度末までの支出予定額1億773万1,000円、翌年度以降支出予定額4億8,514万7,000円、継続費の総額に対する進捗率でございますが、2年度18.2%、3年度81.8%、計で100%を補正後の計でございますが、年割額5億9,315万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億6,603万8,000円、地方債2億2,700万円、一般財源11万5,000円。当該年度支出予定額1億773万1,000円、当該年度末までの支出予定額1億773万1,000円、翌年度以降支出予定額4億8,542万2,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度18.2%、3年度81.8%、計で100%とするものです。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

議案第39号は、令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算でございます。

さきにご提案いたしました、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例において、新たに傷病手当金を支給することとなりましたことから、必要経費について予算措置をするものであり、歳出で新型コロナウイルス感染症傷病手当金としまして、200万円、歳入では、北海道からの特別調整交付金として同額を追加するものでございます。

なお、本案につきましては、5月27日から5月29日にかけて書面により開催しました標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し上げます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。1ページをお開きください。

令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和2年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,603万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、サービス事業勘定において、新型コロナウイルス感染症予防に必要な物品等の購入を行うため、歳入歳出とも総額で997万6,000円増額するものでございます。

なお、財源につきましては、繰入金等により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ997万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,894万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページの「第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、収益的収入、支出それぞれ1,156万7,000円を追加し、総額を12億9,796万4,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正は、支出では、新型コロナウイルス対策関係経費1,156万7,000円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした、他会計補助金で1,156万7,000円を追加し収支を整えるものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額1,156万7,000円を追加し、12億9,796万4,000円に。第2項、医業外収益、補正予定額1,156万7,000円を追加し、6億186万8,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額1,156万7,000円を追加し、12億9,796万4,000円に。第1項、医業費用、補正予定額1,156万7,000円を追加し、12億6,996万1,000円にするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金4,954万円」を「減債積立金323万円及び過年度分損益勘定留保資金4,631万円」に改めるものです。

（他会計からの繰入金）

第4条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助、補正予定額1,156万7,000円を追加し、2億9,151万2,000円に。

合計、補正予定額1,156万7,000円を追加し、7億7,345万3,000円とするものです。

次ページへ参ります。

（たな卸資産購入限度額）

第5条 予算第7条中1億2,150万円を1億3,064万8,000円に改めるものです。

次に、補正予算説明書によりご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

次に、4ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後です。令和元年度決算を見込んだ内容となっております。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは（１）当年度純利益から（１５）利息の支払額までの合計は、補正前と比べ6,311万円減少し、マイナス508万4,000円であります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは（１）有形固定資産の取得による支出から（３）他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と同じマイナス3,533万8,000円であります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは補正前と同じ、マイナス1,070万9,000円であります。

以上のことから、4 資金増加額は、補正前と比べ6,311万円減少し、マイナス5,113万1,000円となります。

5 資金期首残高は、補正前と比べ6,753万6,000円増加し、2億308万1,000円となります。これは令和元年度の決算見込みの金額に基づくものです。

6 資金期末残高は、補正前と比べ442万6,000円増加し、1億5,195万円となります。

次に、5ページをお開きください。

貸借対照表の補正後で決算見込みを踏まえた内容となっております。

資産の部。

1 固定資産、（１）有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計は補正前と比較して486万7,000円減の15億8,688万8,000円。（２）無形固定資産は、補正前と同じ38万8,000円。（３）投資、補正前同じゼロ。固定資産合計は、補正前と比較して486万7,000円減の15億8,727万6,000円となります。

2 流動資産、（１）現金・預金は補正前と比較して442万6,000円増の1億5,195万円。（２）未収金は補正前と同じ6,000万円。（３）貯蔵品は補正前と同じ795万円。流動資産合計は、補正前と比較して442万6,000円増の2億1,990万、資産合計は、補正前と比較して44万1,000円減の18億717万6,000円となります。

次のページに参ります。

負債の部。

3 固定負債、（１）企業債と（２）リース債務の合計で補正前と比較して、300万3,000円減の4億4,432万8,000円。

4 流動負債、（１）企業債から、（５）預り金までの合計で補正前と比較して66万8,000円減の2億2,432万4,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と同じ1億4,805万3,000円。

負債合計は、補正前と比較して367万1,000円減の8億1,670万5,000円となります。

資本の部。

6 資本金は、補正前と比較して323万円増の9億8,716万4,000円。

7 剰余金、（１）資本剰余金と（２）利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。



資本合計は、補正前と比べ323万円増の9億9,047万1,000円となります。

負債資本の合計は、補正前と比較して44万1,000円減の18億717万6,000円となります。

次に3ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案については5月27日書面開催の第1回標茶町立病院運営委員会において、承認されておりますことを、ご報告申し上げます。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題4案は直ちに議長を除く11名で構成する「議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題4案は、議長を除く11名で構成する「議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 3時08分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第42号ないし議案第57号

○議長（菊地誠道君） 日程第17。議案第42号から議案第57号を一括議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、11番、鴻池君の退席を求めます。

（11番、鴻池智子君、退席）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第42号から議案第57号までの提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、農業委員会委員の選任についてであります。

農業委員は農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、市町村長の任命により選任することとなっております。

本町では平成29年度の改選時と同様に公募を行い、応募または推薦により19名の方の届出があったことから、標茶町農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申の内容をもとに任命し

ようとするもので、令和2年7月19日をもって任期満了となります農業委員会委員に次の方々を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましても、議案第42号から議案第57号まで同様でありまして、議案書記載の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案書をお開きください。

議案第42号の委員につきましては、住所が標茶町字オソツベツ442番地、氏名は嶋中 勝であります。

以下、詳細につきましては、以降の分も含めましてお手元に配付の資料のとおりでありますのでご参照ください。

続きまして議案第43号の委員は、住所が標茶町字標茶683番地6、氏名は平山正志であります。続きまして議案第44号の委員は、住所が標茶町開運2丁目47番地3、氏名は熊谷英二であります。続きまして議案第45号の委員は、住所が標茶町字阿歴内原野南6線161番地、氏名は小野寺典男であります。続きまして議案第46号の委員は、住所が標茶町字虹別原野67線138番地4、氏名は佐藤松喜であります。続きまして議案第47号の委員は、住所が標茶町字上オソツベツ原野基線19番地3、氏名は澁谷 洋であります。続きまして議案第48号の委員は、住所が標茶町字上チャンベツ原野東2線東23番地16、氏名は甲斐やす子であります。続きまして議案第49号の委員は、住所が標茶町字阿歴内原野南5線164番地2、氏名は佐瀬日出夫であります。続きまして議案第50号の委員は、住所が標茶町字熊牛原野12線西5番地2、氏名は森田享子であります。続きまして議案第51号の委員は、住所が標茶町字熊牛原野17線東9番地9、氏名は渡邊裕義であります。続きまして議案第52号の委員は、住所が標茶町字オソツベツ535番地17、氏名は高松俊男であります。続きまして議案第53号の委員は、住所が標茶町字標茶223番地5、氏名は舟山珠代であります。続きまして議案第54号の委員は、住所が標茶町字阿歴内79番地15、氏名は津野 斉であります。続きまして議案第55号の委員は、住所が標茶町字虹別原野408番地5、氏名は笛木眞一であります。続きまして議案第56号の委員は、住所が標茶町字オソツベツ29番地120、氏名は高橋政寿であります。続きまして議案第57号の委員は、住所が標茶町字中チャンベツ654番地2、氏名は佐藤徳市であります。

以上16名の方々について、ご審議をいただきご同意を賜りますよう申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

議題16案は起立により一括で採決いたします。

議案第42号から議案第57号まで同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号は原案同意されました。

休憩いたします。

(11番、鴻池智子行君、着席)

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時16分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第3号

○議長(菊地誠道君) 日程第18。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第19。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第4号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第4号は否決されました。

◎意見書案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第20。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第5号は否決されました。

#### ◎意見書案第6号

○議長(菊地誠道君) 日程第21。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第6号は否決されました。

#### ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第22。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第38号ないし議案第41号

○議長（菊地誠道君） 議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思ます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第58号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので起立により採決いたします。

議案第58号を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

したがって、議案第58号を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。

◎議案第58号

○議長（菊地誠道君） 議案第58号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第58号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第4号）でございます。

内容につきましては、茅沼地区観光施設に係る実施設計委託料の補正で、3,000万円を追加するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億8,466万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第58号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 全員協議会におきましては、環境省の補助金を活用したいというご説明がありました。しかし、今回の提案で財源内訳を見ますと、一般財源で3,000万円があがっていますが、環境省の補助金が使われないということなののでしょうか。そのへんを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

全員協議会の中では、環境省の補助金も視野に入れてこれから申請するというご意思ですので、申請した後に環境省の補助金がつくということであれば、財源を環境省の補助金に振り替えるということですが、いま時点で環境省から交付決定を受けているわけではございませんので、予算を計上するにあたり、財源内訳を地方交付税と財政調整基金で賄うということをご提案させていただいているということでございます。

環境省の補助金を使わないということではなく、今時点で環境省からの補助金がいくらかという形で確定しているわけではございませんので、それが確定次第、財源振り分けはすることになるかと思いますが、今の時点で確定していないということで、地方交付税を含む一財で対処しているということでございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） じゃあ確定する時期というのはいつ頃ですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 補助申請のスケジュールにつきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

応募の申請期限は6月22日までとなっております。この申請書を提出しまして、6月下旬をめどに補助事業者としての採択の決定がされるようになります。補助事業者の採択がされた場合には速やかに今度は補助金の交付申請を提出しますので、その補助金の交付について、適当と認められれば、交付決定となりますので、時期がいつというのはここで申し上げられないです。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 設計委託料の3,000万円、この数字というのは建物の大きさとか何か基礎となる数字から算出されたものですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 3,000万円の積算根拠につきましては、国土交通省の官庁施設の設計業務と積算基準、平成31年1月改訂版に基づいた積算をしており、作成する図面1枚ごとに算定した業務人数、時間数の合計で算定しております。

図面の内容といたしましては、建築のほうの平面図、断面図、立面図、展開図、これに伴



う詳細図、あと電気設備、機械設備の設備図等々でいまのところ予定している枚数としては、193枚を想定しているところがございます。それに基づいて積算した結果が3,000万円ということでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これは、その他外構の設計も入るんでしょうか、建物だけですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

外構図の設計も含んでおります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪） 設計先は決まっていますか。決めていますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 契約の相手につきましては、基本設計を作成していただきました限設計事務所をお願いしたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 3,000万円は、交付税が500万円に財調が2,500万円というのは、分けた理由というのはどうしてなのかということと、設計の委託を入札にしなかった理由、この二つを聞きたい。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君

○観光商工課長（三船英之君） 契約につきまして私のほうから回答させていただきます。随意契約にあたりまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に規定されております競争入札に付することが不利と認められるときという条項に合致させまして、契約したいというふうに考えております。

限設計事務所のほうで基本計画を策定していただいております。もし入札にしますと、ほかの業者さんにつきましては、新しく限設計事務所にて作りました基本計画をもとに実施計画を作ることになりますので、時間的に非常にかかるということになります。

（何事かいう声あり）

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

地方自治法施行令167条の2第1項第6号を使う理由でございますけれども、今回、基本設計を実施しているのが限設計事務所であります。基本設計のなかにおいて、建物の外観又は中の設備等についても基本設計の中でいろいろ検討しておりますので、その部分の基本設計をいかした形の実設計を組もうとなりますと、基本設計をした会社じゃない会社が設計をすることになりますと、時間的また労力的、コスト的にもかかることになりますので、限設計事務所と随意契約をすることが、入札を執行することより有利になるということで考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 財源を振り分けたのはなぜですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 財源の振り分け、交付税500万円と財調2,500万円の振り分け、なぜかというお尋ねであったかと思えますけれども、地方交付税は7月に額の確定がきますので、地方交付税をあんまり過大に見積もって、そんなに地方交付税が入ってこない状況になれば、財源に穴が開くということもありますので、特にこうだということではないんですが、現時点のこちらのほうで見ている保留額の中から、このくらいであれば地方交付税の枠内で収まるだろうという部分で500万という設定をさせていただいたところです。

財については事業費ということになっていますので、財政調整基金をあてさせていただいているということですのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 建設課長の答弁で、時間的に有利だというのが一つ理由なんだと、金額的にも有利になるかもしれないということですよ。金額的には実際にやってみなければわからないことだと思うんですけど、それはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 金額的な部分については随意契約においても見積もり合わせを執行いたしますので、その結果によるものもございまして。ただ、今回の6号の規定の中には継続して行うことが有利な場合というもの理由の中に含まれています。実施計画と継続して実施設計を行うことが、有利だというふうな判断もございまして、今回の随意契約の理由とさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 憩の家に関しては、結局のところ長寿命化に向けた調査というのを行って、そこで既存の建物について詳細なデータが得られています。だから時間的なことに関してゼロからのスタートではないと思うんですね、そうすると、その点で言うと基本計画をたてた業者さんが継続して、必ずしもやるってということが圧倒的に有利にはならないと思うんですね、実際に金額に関しては、入れてみないと本当はわからないんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

金額の部分です、ほかの業者の方が有利かもしれない、それは可能性としてはあろうかと思えます。ただ、建設課長が申しあげたとおり、これまでの間、基本計画を立ててもらおうというところで、現地調査を行い、あるいは我々の意向をヒアリングしたというところがありまして、そういったことを含めると限られた時間の中で、より確実なものを我々が求めているものが出てくるということを期待している部分もあります。

安くてどんなものでもいいのであれば、そうではありませんけれども、長寿命化計画から基本計画を作りなおしたというところは、一連の憩の家に関する動きの中で違った形で展開したほうが、より望ましい未来があるというそういう考えでおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（登壇） 他にも反対の討論をされる方がある中、年の順で私からやらせていただきます。

私は議案第58号に反対の立場から討論いたします。

私は憩の家を再開することについては賛成です。しかし、今回提案された補正予算案は再開に向け、多くの課題を残したまま10億円近い事業を見切り発車するものであり、到底、容認できません。

それは、町民の付託を受け、町議会に身を置くものとして、あるいは一町民としても町の将来に禍根を残すわけにはいかないからであります。

昨年6月の定例町議会において、町長は憩の家の早期再開については、「公社の破綻処理が確定するまでは難しい、施設は計画的な改修が必要なため、新たな管理者の選定とあわせて検討する必要がある、再開には時間を要する」と基本的な考えを示しております。

昨日、黒沼議員の一般質問に対する答弁では、破綻処理の終結は秋以降となるのは確実ですが、先は見えていません。

町長がみずから示した再開への見通しを大きく修正した背景には、著名な建築家とデザイナーのグループからアプローチがあったことの影響が大きいものと察します。道内の複数の自治体では同じ建築家のデザインする建物の魅力によって、移住の促進や観光振興を図ろうとする町の姿勢に対し、町民を二分する議論が巻き起こっています。本町でも様々な意見がある中、結局、著名な建築家に基本設計の策定、そして今は実施設計を依頼しようとしています。

基本計画については2月1日に、まちづくり町民講座という形でその概要が示されました。世界中のリゾート地で施設を手掛けている建築家から示された新たな憩の家の姿は、茅沼の自然に溶け込むように、町内産木材をふんだんに取り入れた、斬新かつ高級感にあふれた建物でした。世界中の人に訪れていただけるような施設を目指すという建築家、デザイナーのお話には、多くの町民が驚きました。

2,000人を超える町民が、心安らぐ憩の場として愛してきた憩の家を1日も早く再開してほしいとの思いから寄せた署名は思いもよらぬ形で実を結んだわけです。

憩の家の再開を進める中で、町長はたびたび署名の存在を強調していますが、自身が構想

する憩の家の姿を町民に説明する機会は設けていません。町民の代表で構成される議会に説明することで説明責任を果たすとしてきましたが、この度の補正予算案提出でも十分な議論も大きな課題への対応も不十分なままです。

以下、具体的な反対理由を述べます。

1、現在、町民が知りうる範囲の新しい憩の家の概要は早期再開を願い、署名した方々の期待に沿うものとはなっていない。

2、国の補助事業採択を目指しているとしながら、事業用地となる民有地について、地権者と協議しておらず、事業として不採択となる可能性がある。

3、温泉施設を運用する上で重要な排水路と排水地について、外来魚の繁殖が確認されているにもかかわらず、釧路川への流失防止対策を講じていない。

4、外壁材に地元産材を多用するという構想だが、耐用年数と環境に配慮した防腐措置等が示されていない。

5、国の補助金も含め、財源措置が明確となっておらず、改築費と実施設計費をあわせた約10億円の大部分が自主財源となる可能性がある。

6、施設改修の方向性は委託業者によって示されているが、町としての経営理念が見えない。公設民営化するにあたり、町民の利用に不安が残る。

7、新型コロナウイルスの感染拡大が町内全域の全ての業種に打撃を与えており、今後大きな経済対策が必要となると思われ、まずはそちらを優先すべきである。

憩の家かや沼の早期の再開は多くの町民の悲願ではありますが、こうした点から私はまだまだ、しっかりと議論する余地があると考え、議案第58号に反対する意思を表明し、討論を終了します。

○議長（菊地誠道君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 反対者の発言を許します。

深見君。

○8番（深見 迪君）（登壇） 私は追加議案で提案された、憩の家かや沼実施設計委託料の補正予算案に反対し、その理由を述べて討論します。

憩の家かや沼は、まさに町民の憩の場であり、同時に町外の人達からも愛され、早期再開を望む声が多く、私も実際に早期再開の署名運動もしてきました。

今回提案された実施設計委託料の補正予算案は、さきに提出された基本設計書では、総事業費が9億6,013万5,000円という巨額な内容に基づいたものです。基本設計の説明は第5回町民講座で、設計者本人から説明がありましたが、その理念は、

- ・世界の人たちに標茶の自然を味わってもらう
- ・世界の人たちの移動は、かつては1億5,000万人ほどであったが、今はその10倍の15億人である。
- ・現在の施設ではロンドンやブラジルから来た人たちを満足させることはできない。
- ・かなりお金を払っても来なくなるような内容にする。

・クオリティを高くし、今までの17部屋を11部屋にする。  
等々でありました。

これは、町民の要望とかけ離れているのではないのでしょうか。以上の点を含めて、以下、反対の理由を述べたいと思います。

私は第一に町民や今までの利用者が望んでいるのは、今までの憩の家、つまり風呂に入り、軽食を食べたり、広間でくつろいだり、ときにはバーベキューやパークゴルフを楽しみ、100人規模の宴会もでき、周りの自然を楽しめるだけで良いということだったと思います。今までどおりの憩の家の要望が強いのではないのでしょうか。できるだけお金をかけずに今までの憩の家を早期に再開する道を考えるべきだと思います。

第二に標茶町の財政事情からみると、9億～10億という事業費はかなり厳しい内容であること。そのお金があればコロナ禍で経済がひっ迫している本町でもっとほかに町民の暮らしや営業を守るために使うべきだと考えます。

第三に、今回の計画については、ほとんど町民の意見を聞くことなく進められているということです。

破産後、債権者への標茶町に対する信用失墜、本当に多大な迷惑をかけました。心苦しいばかりです。また、私は一番町民に迷惑が及んだと思っています。楽しみにしてきた利用もできず、株券も入浴券も一切の補償もなくここまできました。町民の意見こそ、理解こそ求めるべきではなかったのでしょうか。

第四に、何よりも憩の家の経営計画、経営方針が全く示されず、ただ建物の設計、建設に走っていることです。赤字を抱えて破産した憩の家を再建するには、何よりも経営の計画、方針をしっかりとすべきではないのでしょうか。これは破産する前の1番の議論の中心点ではなかったのでしょうか。

第五に、国の補助金がいくら入るのか、この見通しも明確ではありません。また、誰が経営するのか、指定管理方式にするのかなど不明な点がまだ多く残されています。私は憩の家が、町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するため設置された原点に立ち返り、今一度、町民規模の意見交換会をもとに、練り上げた早期再開の道を求めます。

以上の理由により、今定例会に提案された追加議案に反対いたします。以上です。

○議長（菊地誠道君） 次に本案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、本案に反対者の発言を許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（登壇） 議案第58号に反対の立場で私も意見を申し上げます。

憩の家かや沼は設置条例にもうたわれているとおおり、町民の憩いの場として親しまれてきておりましたが、残念ながら倒産。せめて入浴だけでも再開を求める声が大きく、2,000名以上の署名が集まり、1日も早い再開を求める要請が町長のもとに届けられておりました。町長もその町民の声にこたえて、全員協議会を開催し、基本設計を委託したいとの説明があり

ました。その1カ月後に隈氏への委託の説明がありました。特別な随意契約だというふうに説明がありました。

隈氏に委託するのは、言葉は合っておりませんが、茅沼地域周辺の観光事業整備等々の関連性を考慮した設計のためと説明がありました。しかし、基本設計には茅沼地域との関連性について示されておられません。また、長寿命化計画での予算規模から大きく膨れ上がり、9億6,000万円の金額が明示されましたが、長寿命化計画は何のためだったのか、疑問視するところです。

私は議員活動として、町民の幅広い年代層の多くの方々から基本設計図面と総体金額を示し、意見を聞いたところですが、あまりにも高額となる設計に町民は驚き、そのような立派な建物は要らない、今までどおり入浴し食事をし、ゆっくりくつろげる施設であってほしいとの声ばかりでした。さらに町財政は大丈夫かとの声も多く寄せられておりました。

今まで開催してきた、全員協議会の中で出されてきた課題についての解決策もはっきり示されておられません。環境省の補助金についても総額に対しての補助ではなく、部分的なものに対しての補助であることから、補助金額も明らかではなく、環境省の補助は補助率が悪いといわれていて、今までも他の補助事業を活用してきたのが実態ではないでしょうか。

私は、憩の家の改修を否定するものではありません。望んでおります。しかし本町の財政状況をみたととき、基金残高の減少、これからの事業、例えば給食調理場の建設、町長は降ってわいたようなことを言いましたけれども。さらにはごみ処理場等々の起債の償還がこれから控えております。今ある建物の改修は最小限でできるよう、求めるものです。

よって、今回提案された議案に対して、課題の解決を示してからでも遅くはないとの思いから反対するものです。本町の財政がこのままでいくと、破綻するのではないかと心配する声次第に大きくなってきていることも付け加えておきます。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） これで討論を終わります。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和2年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。  
(午後 4時01分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地   誠 道

署名議員 1 1 番                      鴻 池   智 子

署名議員   1 番                      渡 邊   定 之

署名議員   2 番                      類 瀬   光 信